

町田市公共施設等総合管理計画 (素案)

(2027 年度～2039 年度)



町田市

- 目次 -

I 町田市公共施設等総合管理計画とは5

- 1. 目的..... 6
- 2. 位置付け 6
- 3. 対象..... 7
- 4. 計画期間 7
- 5. 計画の構成 8
- 6. 改訂の過程 8

II 目指す姿.....9

- 1. 安全で持続可能な“基盤” 10
- 2. 新たな価値を生み出す“場” 11

III 現状と課題13

- 1. 環境変化等 14
- 2. 人口減少と人口構造の変化 17
- 3. 財政状況..... 18
- 4. 公共施設の状況..... 20
- 5. 都市インフラ施設の状況..... 22
- 6. 公共施設等の管理に関する取組状況..... 24
- 7. 課題..... 25

IV 基本方針29

- 1. 公共施設の管理に関する基本方針..... 30
- 2. 都市インフラ施設の管理に関する基本方針..... 38

V 機能別の方向性41

- 1. 機能別の方向性とは 42

2. A 教育.....	44
3. B 子ども・子育て	48
4. C 高齢・障がい福祉	52
5. D 保健・医療	56
6. E 防災.....	60
7. F 集会	64
8. G 公園・緑地	68
9. H 図書・生涯学習.....	72
10. I 文化・芸術.....	76
11. J スポーツ	82
12. K レクリエーション・観光	86
13. L 産業	90
14. M 暮らし・ライフライン.....	94
15. N 交通.....	98
16. O 庁舎・窓口.....	102
17. P 未利用	106

VI 計画の推進107

1. 目標と進捗管理	108
2. 推進体制	109
3. 多様な主体との対話・連携による推進	110
4. 情報管理・共有の仕組み.....	110

VII 参考資料111

I

町田市公共施設等総合管理計画とは

1

目的

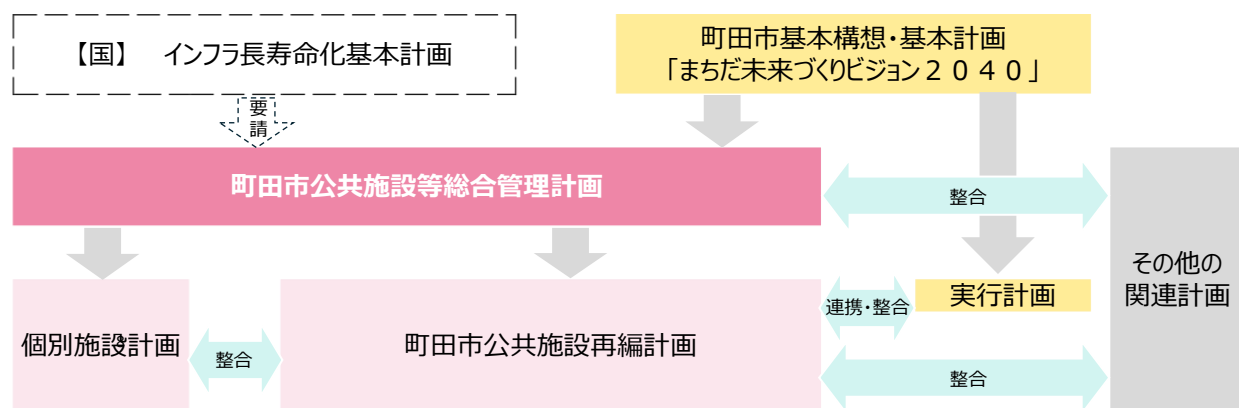
財政状況が厳しさを増す中でも、必要な公共サービスを維持または向上させていくために、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を行うための基本的な方針を示すことを目的とします。

2

位置付け

本計画は、国の「インフラ長寿命化基本計画」の行動計画に位置付け、「まちだ未来づくりビジョン2040」に示す「2040年たい未来」の具現化に向け、関連計画（「町田市都市づくりのマスタープラン」等）と連携・整合しながら、公共施設等マネジメントにより目指す姿や、その実現に向けた基本方針等を定めるものとします。

図 1-1 町田市公共施設等総合管理計画の位置付け



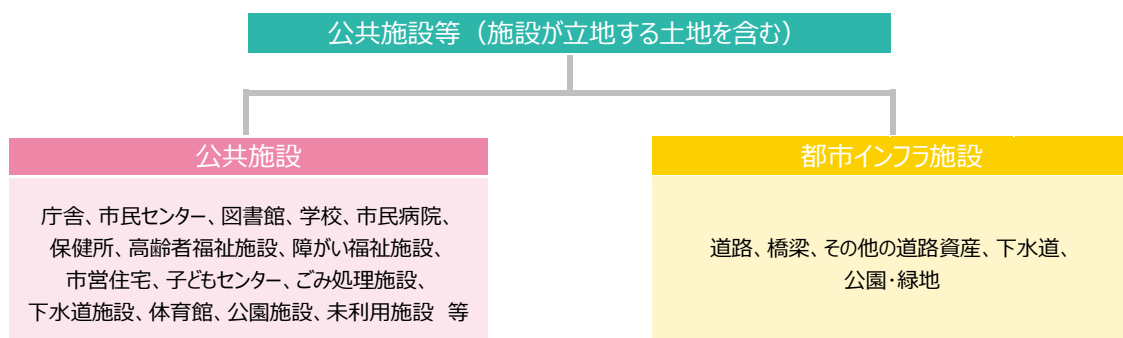
3

対象

本計画の対象施設は、「公共施設」と「都市インフラ施設」を合わせた「公共施設等」とします。

なお、本計画でいう「公共施設」は、市が保有する施設（施設が立地する土地を含む）、市が借りあげて行政サービスを提供している施設を指します。

図 1-2 町田市公共施設等総合管理計画の対象施設

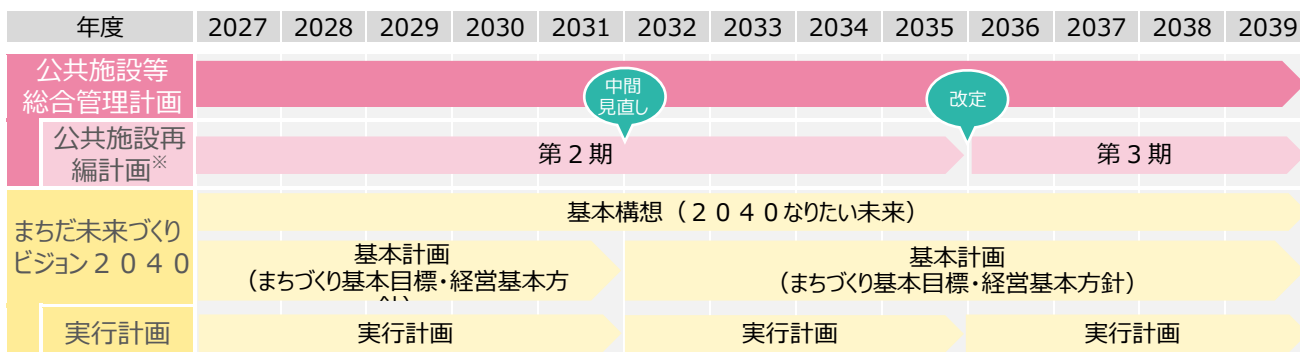


4

計画期間

本計画の計画期間は、「まちだ未来づくりビジョン2040」に示す「2040年たい未来」等との整合を図り目指す姿等を具体化するため、同ビジョンの計画期間と合わせ2039年度までとします。

図 1-3 町田市公共施設等総合管理計画の計画期間



※「町田市公共施設再編計画」は、「町田市公共施設等総合管理計画」に掲げる基本的な方針に基づき、公共施設再編の取組を推進することを目的とした実行計画です。

2016年3月に策定した「町田市公共施設等総合管理計画（基本計画）」に基づき、2018年度から2026年度までの9年間で第1期として取り組んできました。2027年3月の「町田市公共施設等総合管理計画」改定に併せて、「町田市公共施設再編計画」も同時改定します。

5

計画の構成

本計画の構成は下図のとおりです。

図 1-4 町田市公共施設等総合管理計画の構成

目指す姿	公共施設等のあるべき状態と、その実現による市民にとっての価値を示します。
基本方針	「目指す姿」の実現に向けた施策の方針を示します。
機能別の方向性	公共施設・都市インフラ施設の機能分類ごとに取組の方向性を示します。

6

改定の過程

本計画は、2026 年 3 月の策定時からの市民ニーズの変化や、社会経済情勢の変化等を反映するため、市民アンケート等の調査結果や、ワークショップ、町田市公共施設等総合管理計画検討委員会等のご意見を踏まえ、改定します。

図表 1-5 計画改定の過程

	2025 年度				2026 年度			
市民アンケート	●	→						
施設利用者アンケート	●	→						
子どもの意見聴取	●	→						
市民参加型ワークショップ	●	→						
市民意見募集				●	→			●
町田市公共施設等総合管理計画検討委員会	●	●	●	●	●	●	●	●

II

目指す姿

現行計画策定後の社会・経済情勢等の様々な変化や、公共施設再編に関する取組状況等を踏まえ、「安全で持続可能な“基盤”」と「新たな価値を生み出す“場”」を「目指す姿」とし、その実現を目指します。

1

安全で持続可能な“基盤”

公共施設等のあるべき状態

- 将来的な人口・財政状況の変化等を見据え、適正規模・適正配置が実現できている。
- 急激な社会・経済の変化の中でも、柔軟かつ機動的に見直し・改善等を行いながら、適切に更新・維持管理等ができている。
- DX 等によるサービスの変革を踏まえ、効率的に機能配置・サービス提供できている。

市民にとっての価値

将来の町田で活躍する世代に負担を先送りすることなく、誰もが安心して安全に利用することができる

- 「ゼロカーボンシティまちだ」の実現に向けて、環境に配慮して管理運営できている
- 誰にとっても分かりやすく使いやすいようバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化されている

誰もが快適に利用できている

イメージイラスト挿入予定

公共施設等のあるべき状態

- 町田駅周辺再開発等のまちづくりとの連動や、戦略的な選択と集中により、“町田に行ってみよう”と思ってもらえるような交流、体験、にぎわいといった魅力を生み出している。
- 公共施設のあり方見直しや、再編・整備、再編により生み出された新たな空間の活用等にあたり、民間事業者のノウハウ・活力や先進技術を効果的に導入することで、時代に合わせて柔軟にあり方を変えながら新たな価値・サービスを提供している。
- 多様化・複雑化するニーズに対応したフレキシブルな空間にすることで、市民や地域団体等が気軽に利用でき、活動、交流、つながりを生み出している。
- 行政だけでなく多様な主体とともに考えつくりあげていくことで、学校等の身近な公共施設が温かな地域コミュニティの拠点として、居場所や地域活動の場、地域防災などの機能を担い、そこにあることでホッとできる“よりどころ”になっている。

市民にとっての価値

そこに行かないと体験できない都市的な活動を楽しむことができる

便利さや楽しさなど、多様なまちの魅力を感じながら暮らすことができる

地域コミュニティの拠点を中心として新たなつながりが生まれ、そうした中で安心して豊かに暮らすことができる

イメージイラスト挿入予定

III

現状と課題

経済情勢の変化

現行計画策定後の主な経済・社会情勢等の変化を下表にまとめました。

日本の経済・社会情勢等全体としては、コロナ禍以降、円安による輸入コストの増加を契機とした物価高騰や、生産年齢人口の減少に伴う人手不足の加速など、これまでに経験したことがない急激な変化が起きており、これまで以上に先行きの見通しが難しい状況となっています。

特に、建設コストは、全国的な物価高騰や労務単価の上昇等により著しく増大しており、公共施設の更新等の計画的な実施が困難な状況が続いています。

図 3-1 現行計画策定後の主な経済・社会情勢等の変化

2020 年	・新型コロナの感染拡大により、社会経済活動が停滞し、サプライチェーンが混乱。
2021 年	・感染拡大による厳しい状況の中、実質 GDP は概ね感染拡大前の水準まで回復。
2022 年	・ウクライナ危機により、エネルギー価格が高騰。円安基調が強まり、輸入コストが増加。
2023 年	・消費者物価指数（東京都区部・対前年比）が 30 年ぶりに 3% 台を記録。 ・完全失業率が 2.6% まで減少。人材獲得競争が激化。
2024 年	・日本銀行がマイナス金利を解除し、「金利ある世界」が復活。 ・働き方改革に伴う労働基準法改正により、運送業・建設業・医師の時間外労働の上限が制限。
2025 年	・物価、賃金、金利の上昇傾向が続く。名目 GDP が過去最高を更新。 ・多くの業種で人手不足が歴史的水準に達し、供給制約の要因に。公共工事の不調が増大。

テクノロジーの目覚ましい進化

ジェネレーティブ AI やデータの利活用が急速に進展しており、オンラインでのサービスや手続等の普及が進んできています。このような変化や、ロボットやドローン等の先端技術の進展、テレワークの普及等も踏まえ、公共施設において提供するサービスデザインの変革が求められています。

図 3-2 町田市における DX 等によるサービスデザイン変革の事例（バーチャル市役所ポータル「まちドア」より）

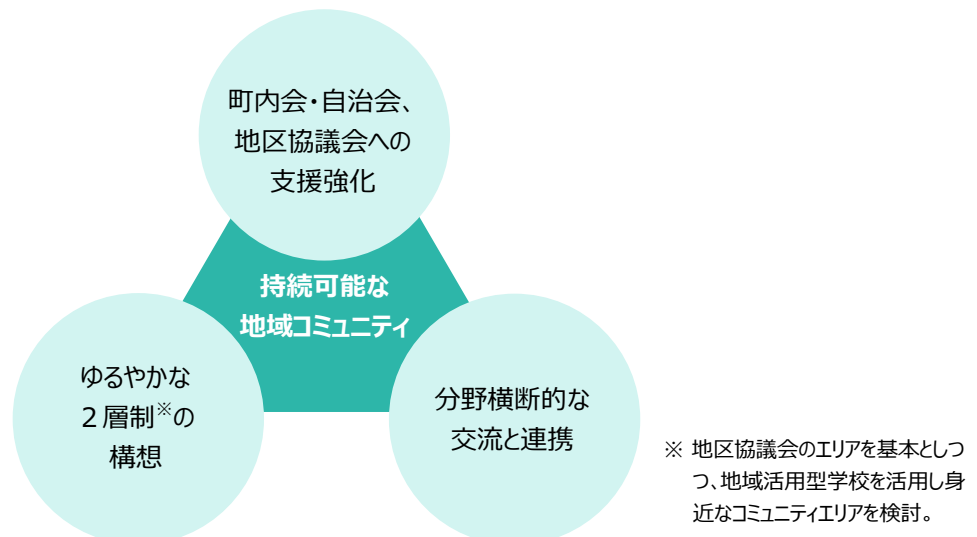


地域コミュニティのあり方の変化

近年、地域のつながりの希薄化と地域力の低下が大きな社会問題となっています。町田市でも、町内会・自治会の加入率の継続的な低下や、民生委員・児童委員や消防団の充足率の低下がみられ、こうした地域社会の変化は無視し得ない社会動向と言えます。

町田市では、法政大学との共同研究の中で、「持続可能な地域コミュニティ」の実現に向けた基本方針を、「町内会・自治会、地区協議会への支援強化」、「ゆるやかな 2 層制の構想」、「分野横断的な交流と連携」の 3 つに整理しています。

図表 3-3 「持続可能な地域コミュニティ」の実現に向けた基本方針（地域コミュニティの未来に関する共同研究）



まちづくりの動向

町田市では、1960年代から1970年代にかけて、日本住宅公団(現・独立行政法人都市再生機構)と東京都住宅供給公社による、多数の大規模団地が建設されました。また、町田駅周辺においては、1970～80年代にかけて、駅の移転とともに、駅前環境整備や大規模商業ビルの建設等が行われました。それから約50年が経過し、大規模な機能更新の時期を迎えつつあります。

このような中で、多摩都市モノレール町田方面延伸等を踏まえた団地再生や町田駅周辺開発の機運が高まりつつあります。

図表 3-4 町田駅周辺の開発コンセプト（町田駅周辺開発推進計画（町田市、2024年6月））



2

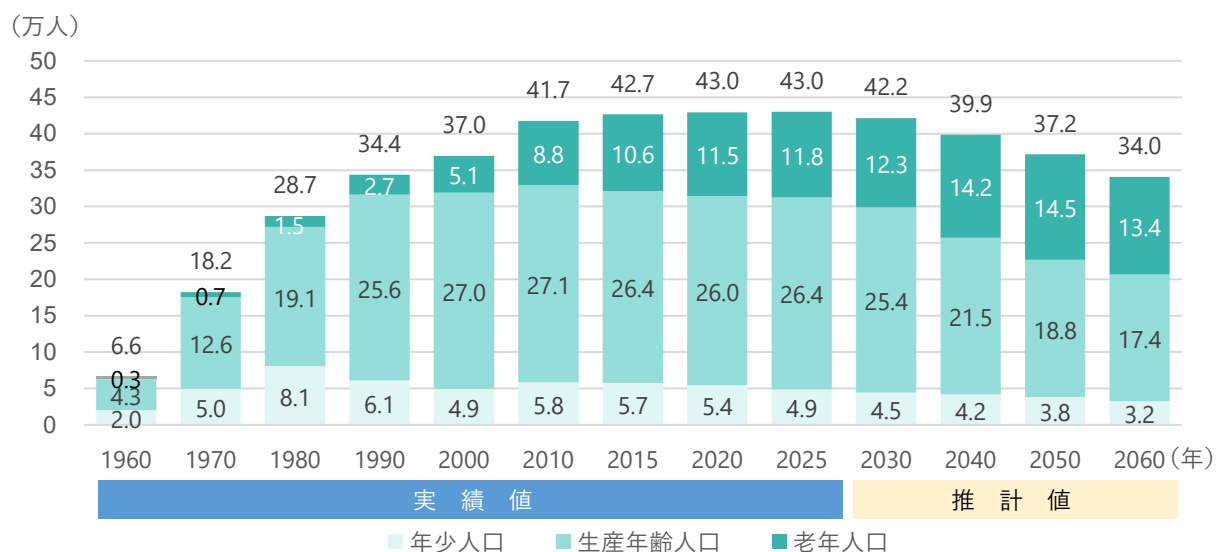
人口減少と人口構造の変化

町田市の総人口は高度経済成長期の一斉流入を機に大幅に増加し、その後も増加を続けてきました。

しかし、市が実施した将来人口推計においては、今後、総人口が減少に転じると見込んでいます。

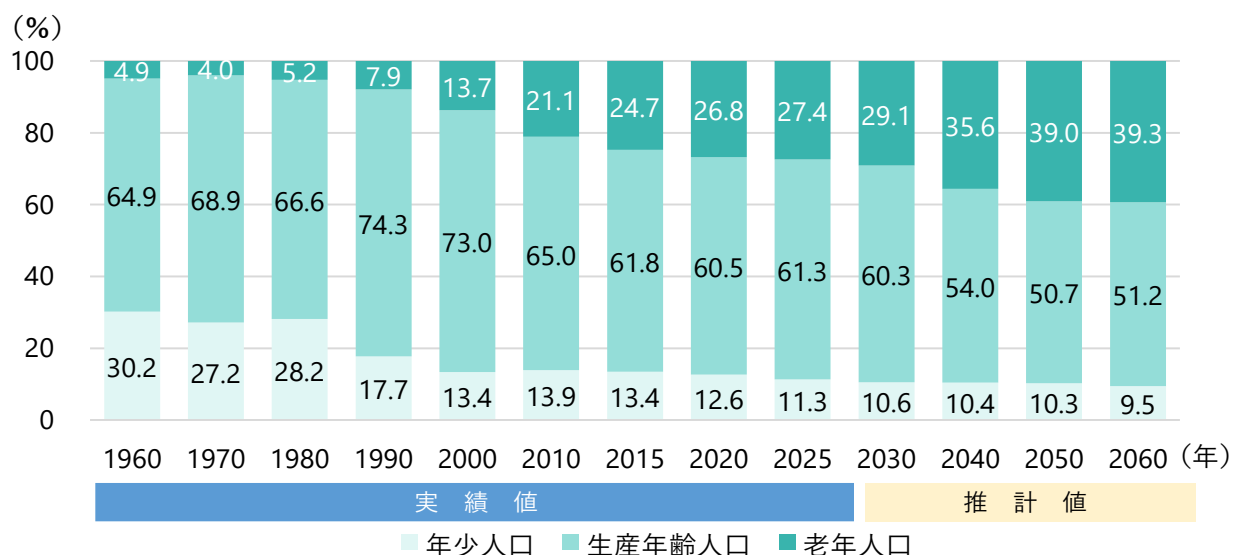
また、人口構成は、市税収入の中心となる生産年齢人口（15 歳から 64 歳）の割合が低くなり、老年人口（65 歳以上）の割合が高まっていく見込みです。

図 3-5 町田市人口の推移と将来推計（時点：各年 1 月 1 日）



出典/時点：実績値は町田市住民基本台帳/各年 1 月 1 日現在、推計値は町田市将来人口推計報告書/2021 年 10 月

図 3-6 町田市人口構成の推移と将来推計（時点：各年 1 月 1 日）



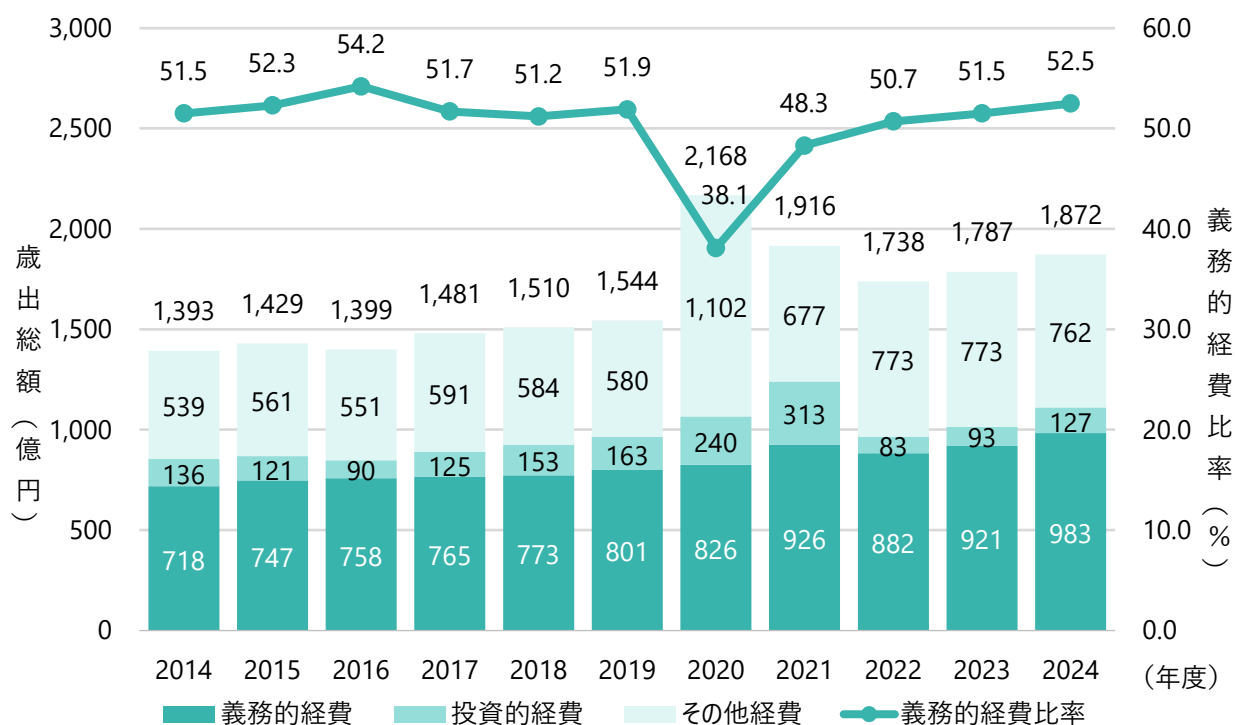
出典/時点：実績値は町田市住民基本台帳/各年 1 月 1 日現在、推計値は町田市将来人口推計報告書/2021 年 10 月

町田市の歳出総額は、年によって定額給付金の支給や新型コロナウイルス感染症対策など臨時的な要因にも左右されますが、全体的には増加傾向にあります。その背景には、社会保障費の増加があります。

社会保障制度の一環として支出される扶助費は、障がい者サービス給付の利用者の増加や、子ども・子育て制度の拡充により増加傾向にあります。また、高齢者人口の増加に伴い、後期高齢者医療事業会計や介護保険事業会計に対する繰出金が増加しています。このほか、物価や資材の高騰、人手不足を背景とした物件費や建設費の増加など、今後の歳出額を押し上げていくことが見込まれます。

経常収支比率は 2021 年度を境に上昇傾向に転じ、90%台で推移し高くなっていることから、財政構造の硬直化が進んでいるといえます。

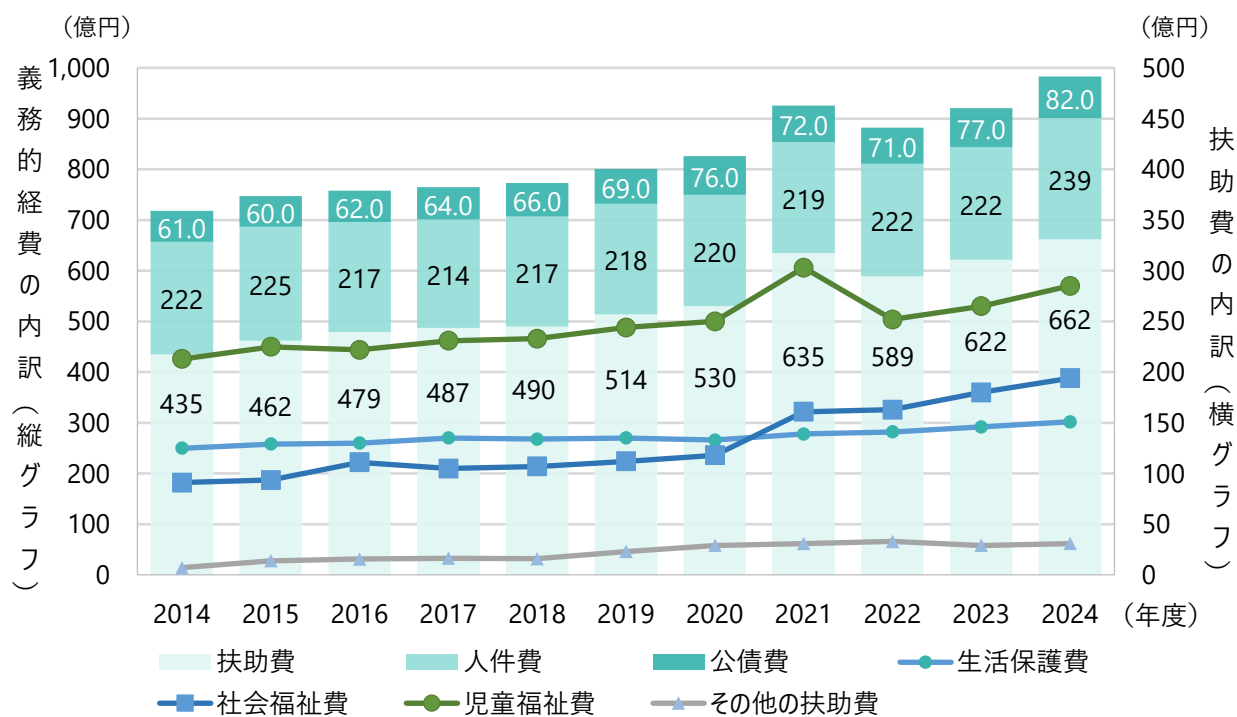
図 3-7 歳出総額と義務的経費比率の推移



《用語説明》

義務的経費：その性質上支出が義務付けられていて、任意に削減することが困難な経費で、人件費、扶助費、公債費のこと。
 投資的経費：道路、公園、学校など公共施設等の整備・改築に使う経費（普通建設事業費や災害復旧事業費等）のこと。
 その他の経費：義務的経費、投資的経費に含まれない経費で、物件費、補助費、繰出金などのこと。

図 3-8 義務的経費、扶助費の内訳の推移



《用語説明》

扶助費：生活保護法、児童福祉法等に基づき、対象者に対して支出する経費、及び市が単独で行っている各種扶助の経費。

図 3-9 経常収支比率の推移



《用語説明》

経常収支比率：人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に充当された一般財源の額が、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）、減収補填債特例分、猶予特例債及び臨時財政対策債の合計額に占める割合。この指標は経常的経費に経常一般財源収入がどの程度充当されているかを見るものであり、比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを表します。

公共施設の保有量

町田市の公共施設は全 370 施設、総延床面積は 約 981,221 m²です（2025 年 3 月末時点）。このうち最も多くの面積割合を占めているのは小学校や中学校などの教育関連施設で、総延床面積の 49.6%を占めています。次に下水道施設などの暮らし・ライフライン関連施設、総合体育館などのスポーツ関連施設、市庁舎などの庁舎・窓口関連施設が続き、それぞれ総延床面積の 6.5%～15.7%を占めています。

2025 年 3 月末時点で築 30 年以上の 1994 年度以前に建てられた施設が 6 割を超えており、更新時期を迎えている施設が多数あります。特に、1970 年代前後は、人口増に伴い税収も大きく増加していく中での公共施設の整備ラッシュでしたが、今後は、人口が減少し税収も増加が見込めない中で、これらの公共施設が一斉に更新時期を迎えます。加えて、昨今の建設工事費等の物価高騰の影響もあり、これらの今ある公共施設を全て更新していくことが、より困難な状況となると見込まれます。

また、市民 1 人当たりの公共施設延床面積は東京都内 26 市の平均とほぼ同水準です。東京都内 26 市及び区部の人口と公共施設延床面積の関係を見ても、町田市は東京の他自治体の水準よりもやや多い公共施設総量であることがわかります。

図 3-10 公共施設の機能分類別の施設数

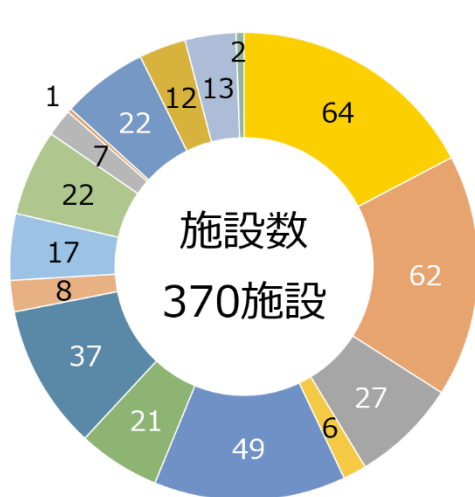
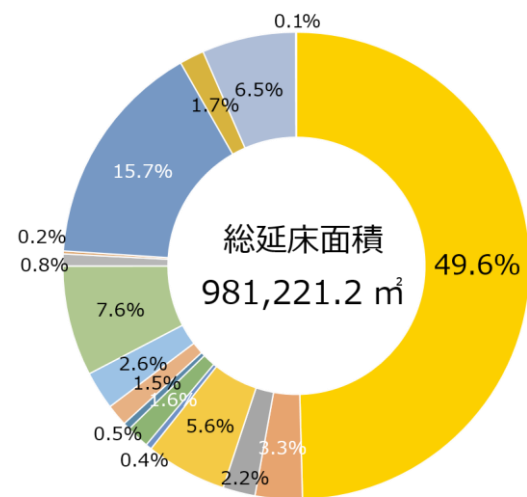


図 3-11 公共施設の機能分類別の延床面積割合



- | | | | |
|--------------|-----------|---------------|-----------|
| ■ 教育 | ■ 子ども・子育て | ■ 高齢・障がい福祉 | ■ 保健・医療 |
| ■ 防犯 | ■ 集会 | ■ 公園・緑地 | ■ 図書・生涯学習 |
| ■ 文化・芸術 | ■ スポーツ | ■ レクリエーション・観光 | ■ 産業 |
| ■ 暮らし・ライフライン | ■ 交通 | ■ 庁舎・窓口 | ■ 未利用 |

図 3-12 建築年別の延床面積

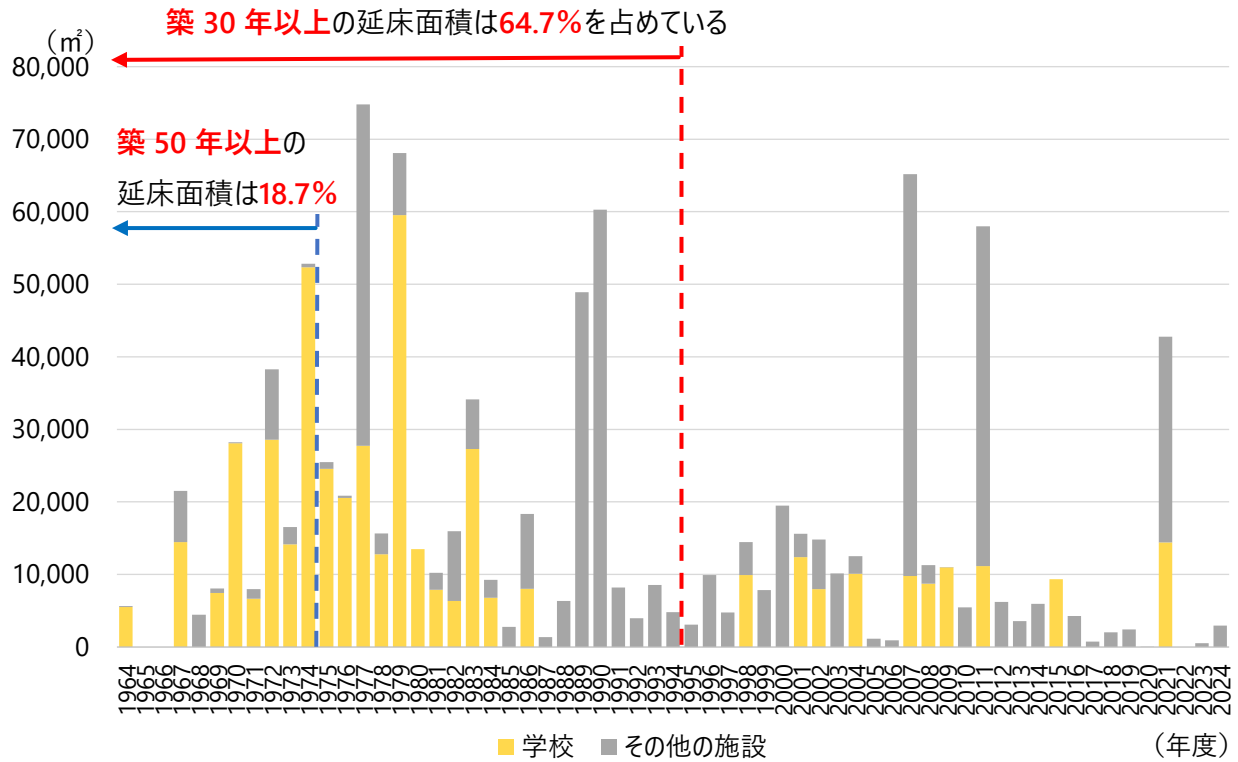
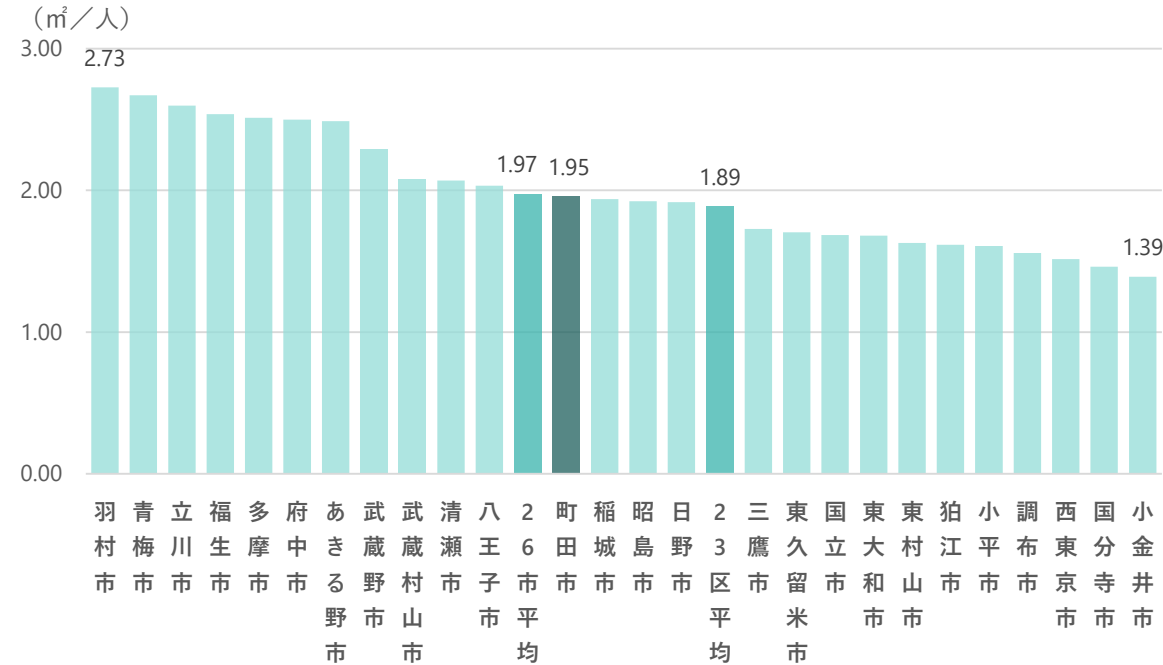


図 3-13 住民 1 人当たりの公共施設延床面積



出典/時点：令和 6 年度市町村公共施設状況調査（総務省）/人口：2025 年 1 月 1 日現在、延床面積：2025 年 3 月 31 日現在。

※延床面積は行政財産及び普通財産の建物延面積の合計。平均値は延床面積合計を人口合計で除して算出。

5 都市インフラ施設の状況

道路

市道の総延長は約 1,279km、うち規格改良済が約 844km、未改良が約 434km です。

図 3-14 車道幅員別市道の延長、面積

単位 延長：m 面積：㎡

総数		規格改良済		13.0m 以上		5.5m 以上 13.0m 未満		5.5m 未満	
延長	面積	延長	面積	延長	面積	延長	面積	延長	面積
1,278,680	7,255,509	844,206	6,241,139	3,836	92,059	117,376	1,600,146	722,994	4,547,934
		未改良		5.5m 以上		3.5m 以上 5.5m 未満		3.5m 未満	
延長	面積	延長	面積	延長	面積	延長	面積	延長	面積
		434,474	1,014,370	0	0	2,689	9,448	431,785	1,004,922

出典/時点：町田市統計書（第 59 号）/2025 年 4 月 1 日時点

橋梁

市道の橋梁数は 211 橋、延長では 2,441m です。

図 3-15 市道の橋梁数、延長及び面積

単位 延長：m、面積：㎡

総数			鋼橋			石およびコンクリート橋			木橋		
橋数	延長	面積	橋数	延長	面積	橋数	延長	面積	橋数	延長	面積
211	2,441	18,803	42	900	7,748	169	1,541	11,055	0	0	0

出典/時点：町田市統計書（第 59 号）/2025 年 4 月 1 日時点

その他の道路資産

道路、橋梁の他には、ペDESTリアンデッキ、街路灯、防護柵、道路反射鏡等の道路資産があります。

図 3-16 市道交通安全施設の延長、か所数

単位 ペDESTリアンデッキ：橋、防護柵：km、その他：か所

ペDESTリアンデッキ	街路灯	防護柵	道路反射鏡
16	31,972	42.3km	2,827

出典：町田市ペDESTリアンデッキ長寿命化修繕計画、道路 GIS 管理数（街路灯）、町田市統計書（第 59 号）/2025 年 4 月 1 日時点

※ 防護柵の数値は小数点第 2 位を四捨五入したもの

公園・緑地

市立公園の総数は 818 か所、総面積約 4.55 km²です。このうち、都市公園は 733 か所の約 3.46 km²、都市公園以外の市立公園は 85 か所の 1.09 km²です。都市公園の内訳では、街区公園が 500 か所の約 0.64 km²、総合公園が 4 か所の約 0.73 km²、都市緑地・緑道が 188 か所の約 0.77 km²です。

図 3-17 市立公園等の箇所数、面積

単位 面積 100 m²

市立公園		都市公園										都市公園 以外の 市立公園									
														街区公園		近隣公園		地区公園		総合公園	
														公園 数	面積	公園 数	面積	公園 数	面積	公園数	面積
														500	6,427	23	4,349	8	3,771	4	7,342
		運動公園		特殊公園		広場公園		都市緑地・緑道													
箇所 数	面積	公園 数	面積	公園 数	面積	公園 数	面積	公園 数	面積	公園 数	面積	公園 数	面積								
818	45,494	733	34,566	2	1,030	6	3,948	2	2	188	7,698	85	10,928								

出典/時点：町田市公園緑地等一覧表（2025 年 4 月 1 日現在）
※ 都市公園の箇所数及び面積には、都市緑地・緑道の箇所数及び面積を含む。
※ 面積は 100 m²単位で四捨五入しているため、合計と内訳が一致しない場合がある。

下水道

下水道の事業計画面積は約 5,479ha、管路延長は約 1,676km、人口普及率は 99.1%です。

図 3-18 下水道の事業計画面積、管路延長及び普及率

単位 面積 ha、延長 km、率%

事業計画面積・ 総数	処理区					管路延長	普及率	
	町田 処理区	鶴川 処理区	横浜 処理区	川崎 処理区	流域関連 処理区		汚水	雨水管
5,478.98	2,622.19	2,606.33	36.50	45.40	168.56	約 1,676	約 1,328	約 348
普及率								
人口	世帯数	面積						
99.1	99.0	70.5						

出典：2024 年度（令和 6 年度）下水道事業概要、町田市統計書（第 59 号）/2025 年 4 月 1 日時点

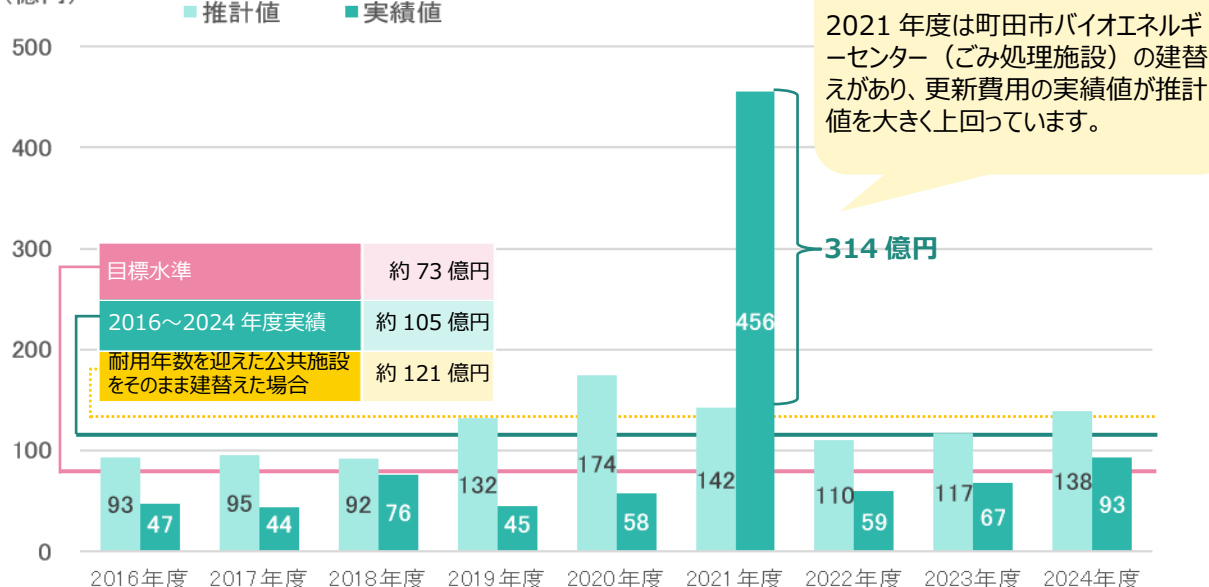
これまで本計画では、公共施設の更新費用を、計画改定時点の水準内（年平均約 73 億円）に抑えることを目標と掲げ、公共施設等の管理に関する取組を推進してきました。この目標に対して、2016～2024 年度までの 9 年間の平均は約 105 億円と、目標水準を約 32 億円上回っています。

図 3-19 公共施設等の管理に関する取組の主な実績等

※ 基本方針 （公共施設）	施設総量の圧縮	<ul style="list-style-type: none"> 小・中学校の「地域活用型学校」としての複合化・多機能化や、子ども・子育て支援、母子保健等の施設の複合化を推進。 学校統合や図書館の集約化など、施設の集約化を推進。 ひかり療育園の民営化、鶴川図書館の民設民営図書コミュニティ施設への転換など、運営方法の見直し等により施設量を圧縮。 再編の着実な推進を図っているものの、施設総量は増加傾向。
	ライフサイクルコストの縮減	<ul style="list-style-type: none"> 「町田市公共施設改修計画」を策定し計画的な改修等を実施。 老朽化対策の計画的な実施を進めているものの、一部の施設で老朽化に伴い利用が一部制限されている機能・サービスもある。
	官民連携によるサービス向上	<ul style="list-style-type: none"> DBO 方式での町田市バイオエネルギーセンターの整備運営や、PFI 手法での新設統合小学校の整備・運営など、民間活力導入を推進。 建設業の人手不足や急激な物価高騰等の影響により、事業手法や事業工程等を見直す事例も生じている。
	既存資源の有効活用	<ul style="list-style-type: none"> 学校跡地をはじめ、公共施設の再編により生み出した空間・建物等の効果的な活用を推進。
※ 基本方針 （都市インフラ）	安全・安心の確保を最優先とした維持管理	<ul style="list-style-type: none"> 個別施設計画を策定し、市民等からの通報も貴重な情報としながら、安全・安心の確保を最優先として修繕等を実施。 埼玉県八潮市で発生した道路陥没事故を受け緊急点検を実施。
	維持管理の徹底した効率化と財政負担の平準化	<ul style="list-style-type: none"> 下水道事業の公営企業会計方式への移行など、経営管理の向上、財政負担の平準化等に向けた取組を推進。

※「町田市公共施設等総合管理計画（基本計画）」（2023 年 3 月一部改定）に掲げる「基本方針」

図 3-20 公共施設の更新費用に関する分析
（億円）



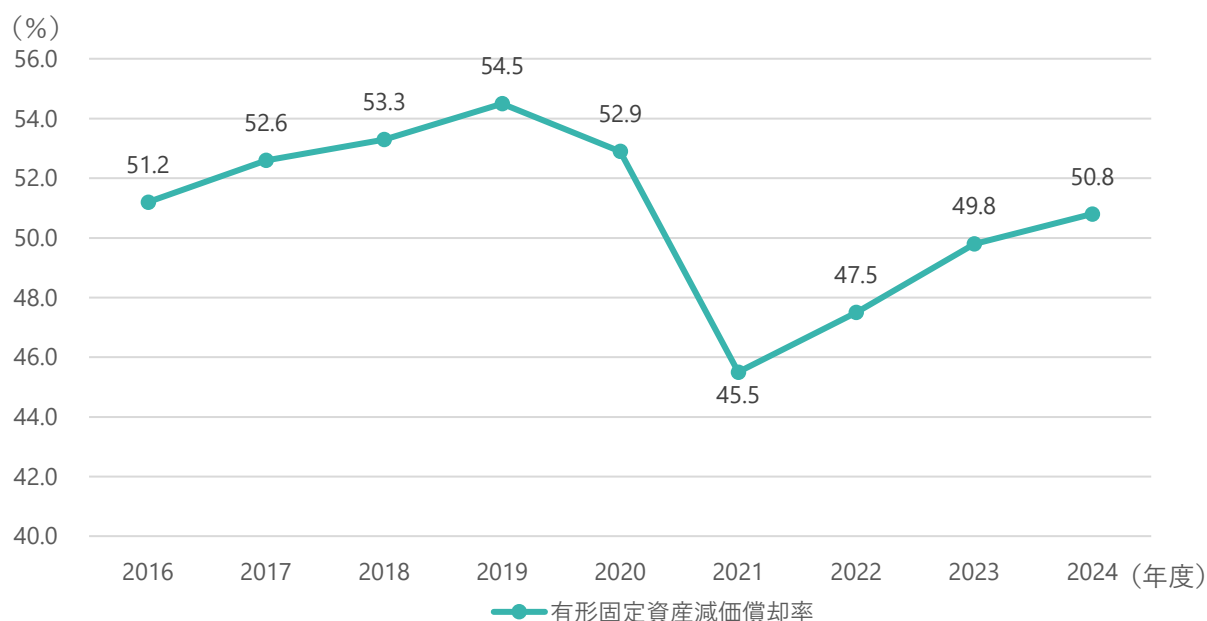
安全・安心の確保

急激な人口増加等に伴い、1960年代後半から1980年代前半にかけて集中的に整備した公共施設等の老朽化が進んでいます。有形固定資産減価償却率は、町田市バイオエネルギーセンターなど、新しい公共施設の整備により一時的に低下しましたが、近年は再び上昇し、50%を超える水準となっています。

このように公共施設等の老朽化が進む中でも、誰もが安心して安全に利用できるよう、重大事故未然防止等のため、安全・安心の確保を最優先として公共施設等を適切に管理していく必要があります。

また、公共施設等は、避難施設など、災害時においても重要な機能を担っていることから、平時だけでなく災害時においても、その機能を万全に発揮できるよう、必要な対策を講じる必要があります。

図 3-21 有形固定資産減価償却率の推移



《用語説明》

有形固定資産減価償却率：土地を除く建物、工作物、機械器具備品などの有形固定資産について、価値の減少の程度を示す指標のこと。一般に、減価償却累計額 ÷ 償却資産の取得価額等 × 100 により算出され、資産の老朽化や更新の必要性を把握するために用いられる。数値が高いほど、老朽化が進んでいることを表す。なお、2020年度に有形固定資産減価償却率が低下しているのは、下水道事業会計が2020年4月1日から公営企業会計方式へ移行したことによる。また、2021年度は町田市バイオエネルギーセンター(ごみ処理施設)の建替え等により、償却資産の取得価額等が大きく増大したため、低下している。

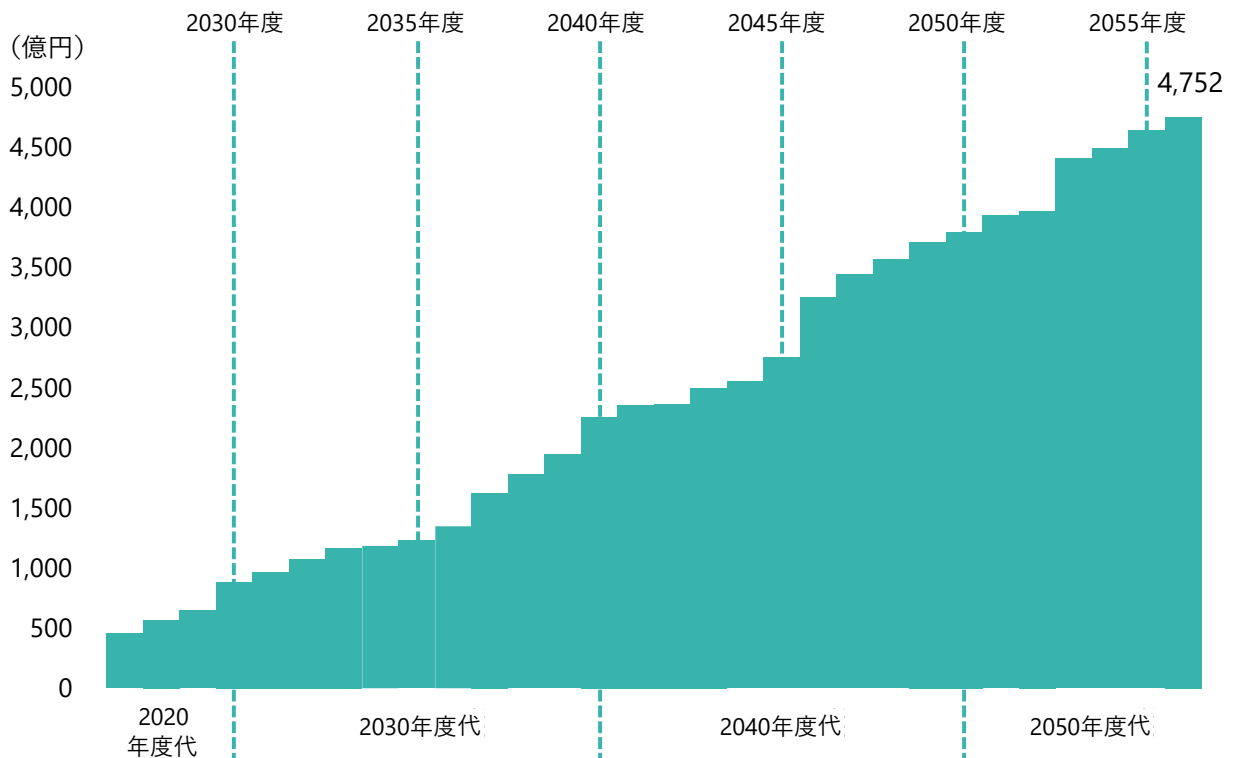
ライフサイクルコストの縮減

今後かかる更新費用は、耐用年数を迎えた公共施設をそのまま建替えた場合、2056年度までの30年間で約4,752億円と試算しています。人口急増期に集中的に整備した多くの公共施設が今後一斉に更新時期を迎えることから、1年あたり平均約158億円と、直近の実績と比べさらに大きく増加することが見込まれます。

物価高騰の影響もあり、公共施設等の更新費用不足が見込まれる中でも、必要な機能を維持・向上させるため、施設総量圧縮や長寿命化、維持管理・運営の効率化、市有財産の戦略的な活用、あらゆる手法による財源確保等により、ライフサイクルコストの縮減を図る必要があります。

なお、一部構造を除き計画的な長寿命化改修を行い、既存建物をより長く使用するといった長寿命化対策を行った場合の更新費用は、2056年度までの30年間で約4,088億円と試算され、そのまま建替えた場合と比べて約664億円（約14%）の減少が見込まれます。

図 3-22 2056年度までにかかる公共施設の更新費用累計額の推計



将来を見据えた価値の創出

AI、ICT、ロボットなど、テクノロジーの目覚ましい進化や、コロナ禍を契機としたライフスタイルの変化、地域コミュニティのあり方の変化など、社会情勢やライフスタイルの変化に伴い、市民ニーズも多様化・複雑化しています。行政にはその時代のニーズを的確に捉えたサービスの提供が求められており、サービス提供の場である公共施設のあり方も、時代に応じて変化するニーズを見極めながら柔軟に見直していかなければなりません。

このような中で、公共施設等の更新を新たな価値創出のチャンスと捉え、単にコストダウンを図るだけでなく、これまでの価値や資源、想いを継承しながらも、時代に適応した将来につながるかたちへ変えていく必要があります。

また、多様化・複雑化する市民ニーズに対応したきめ細やかなサービスを提供していくため、行政だけでなく、市民、地域団体、事業者など、様々な主体との連携を強化する必要があります。

暮らしに身近な地域拠点の確保

災害に強いまちづくりや豊かな地域社会の実現にあたっては、地域コミュニティの強化が不可欠です。

公共施設はサービス提供の場であると同時に、地域住民の居場所や、地域活動の場でもあります。

コロナ禍等の社会環境の変化による地域活動の縮小など、地域コミュニティの希薄化が懸念される中、誰もが気軽に立ち寄れる暮らしに身近な地域の拠点を確保していく必要があります。

ユニバーサルデザイン化の推進

全ての市民にとって住みやすいまちづくりのためには、公共施設等において、高齢者や障がい者のほか、子育て世代や外国人等の方が利用するうえでの障壁（バリア）をなくす（フリー）施策である、バリアフリー化を進めていく必要があります。

加えて、バリアフリーの考え方をさらに発展させ、全ての方が利用しやすい施設とするために設計・計画段階から「年齢、性別、国籍、個人の能力等にかかわらず、全ての方が円滑に利用できるように建物や生活環境、製品などを作り上げる」というユニバーサルデザインの考えによる施設整備も求められます。

今後の町田市における公共施設等は、「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」（2017 年ユニバーサルデザイン 2020 関係閣僚会議決定）や「バリアフリー法」等の改正を踏まえ、より一層のユニバーサルデザインによる施設整備に取り組む必要があります。

環境配慮・カーボンニュートラルの推進

社会・経済活動により排出される二酸化炭素等の温室効果ガスは、地球温暖化をもたらし、地球の表面の温度上昇を招き、異常気象や気温上昇への影響があることがわかっています。

町田市においては、地球温暖化の抑制のために、2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロとするカーボンニュートラルを目指し、環境先進都市「ゼロカーボンシティまちだ」を宣言したところです。このような地球環境への配慮のために、町田市の公共施設等においては、照明のLED化、設備更新等のほか、太陽光発電等による再生可能エネルギーの利用拡大を図り、カーボンニュートラルを進める必要があります。

IV

基本方針

「目指す姿」の実現に向けた施策の方向性として、公共施設及び都市インフラ施設の
管理に関する「基本方針」を示します。

1 安全・安心と公平性の確保

● 安全・安心の確保を最優先とした管理を推進

- ・法律等により義務付けられている法定点検及び、施設の管理者等が自ら行う自主点検を日常的又は定期的に行います。
- ・自主点検においては、点検すべきポイントをまとめた「施設管理者が行う保守点検ガイドブック」を作成し、各施設管理者に配布するとともに、適宜、説明会等を開催します。全ての施設管理者は自主点検による点検結果を報告し、これに基づき、技術職員による簡易劣化診断もしくは施設へのヒアリングを実施します。施設ごとの点検や診断情報は、わかりやすく整理及び管理し、施設の維持管理等に活かしていきます。
- ・災害の発生等により高度の危険性が認められた公共施設については、早急に施設利用を中止します。また、老朽化等により既に利用が中止され、かつ今後も利用見込みのない公共施設については、適切に除却します。
- ・「町田市耐震改修促進計画」に基づき、非構造部材の既存特定天井¹の構造・状況を順次調査し、安全性を検証した上で、必要に応じて天井改修工事を行います。
- ・公共施設の更新、新設等の際には、フェーズフリー²の視点に基づく防災機能の向上や、地域の防災拠点となる学校施設等への防災機能の集約化など、防災機能の強化を図る対策を一体的に行います。



▲ フェーズフリーの防災設備例 かまどベンチ（平時はベンチ、発災時は炊き出し用のかまどとして使用。）

¹ 脱落すると重大な危害が生じるおそれのある天井。

² 平時と災害時の境界（フェーズ）を取り払い、日常的に使っているものを災害時にも役立てるという「備えない防災」の考え方。

● 更新、新設時等にユニバーサルデザイン化を推進

- ・公共施設の新設又は既存建築物の改修の際には、「町田市福祉のまちづくり総合推進条例」に基づき、高齢者、障がい者、子育て世代をはじめとする多様な利用者に配慮し、全ての方が利用しやすいユニバーサルデザインの導入を推進します。

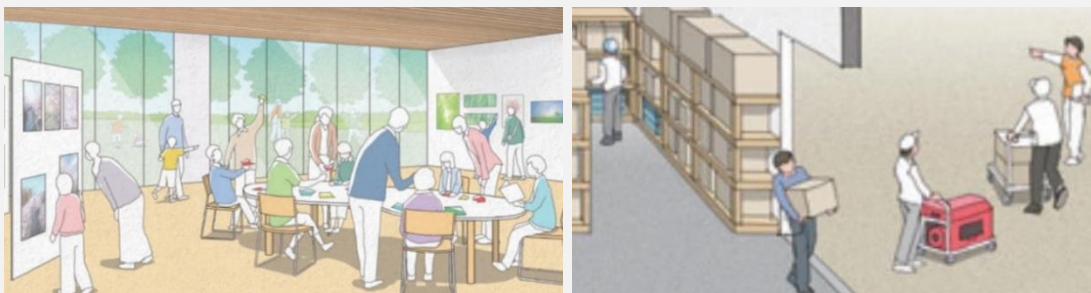


▲ ユニバーサルデザイン、バリアフリーによる公共施設の整備例

2 規模・配置の適正化

- 身近な公共施設について、多様なニーズに合わせて柔軟に利用できるよう、**多機能化・複合化**等を積極的に推進し**地域の拠点**に

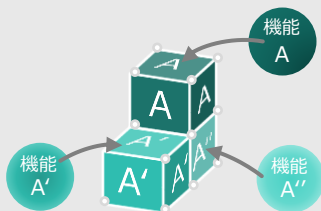
- ・行政目的や対象者ごとに施設を分類し設置するという従来的な考え方を見直して、利用の実態に合わせて機能を捉え直し、1つの施設が複数の機能を担うよう再編する「複合化」や、同じスペース・設備等を供用し複数の機能を提供するように再編する「多機能化」を推進することで、サービス提供スペースの効率化を図ります。
- ・特に、延床面積で市の保有する公共施設の約半数を占める小・中学校は、市民生活に身近な地域に分散配置され、施設規模も大きいことから、教育活動の場としての機能だけでなく、発災時の避難施設等の防災機能や、日ごろから地域住民の活動場所・居場所としての機能を持つ地域コミュニティの拠点として、多機能化・複合化を積極的に推進します。



参考：公共施設の主な再編手法

集約化

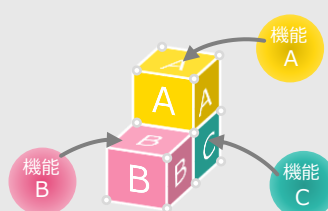
同じまたは類似する機能を持つ施設を
1つに統合すること



例) 学校の統合、
近接する図書館の統合

複合化

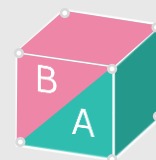
1つの建物が複数の機能を担うよう
再編すること



例) 子ども発達センター・母子
保健等の複合化

多機能化

同じスペースや設備等を供用し、複数の
機能を提供するように再編すること

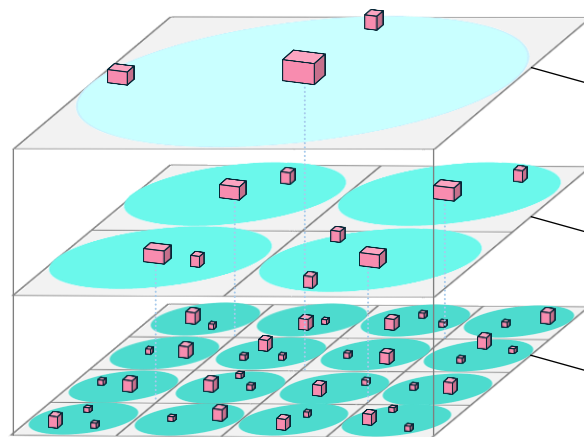


例) 学校体育館の地域活用・

※時差利用施設

● まちづくりと連動した適正配置を推進

- ・適正配置の実現に向けて、都市機能の配置に関する考え方に沿って、まちづくりと連動した配置を推進します。
- ・ホールなど、広範囲の市民や市外からの利用者等も対象とした機能は、大規模敷地の必要性や歴史的背景、自然環境等を考慮し適地に配置すべき機能（例：大地沢自然交流サイト）を除き、原則として「広域都市拠点」など多くの方が利用しやすい拠点に配置します。
- ・図書館、市民センターなど、地域の拠点的な施設は、各地域でサービスを楽しむよう、「にぎわいとみどりの都市拠点」や「生活拠点」等にバランスよく配置します。
- ・避難施設等の防災機能、地域活動の拠点機能といった生活に身近な機能は、原則として小・中学校を核として地域に分散配置します。



広域利用施設【拠点配置型/適地配置型】

例) 【拠点配置型】市役所、中央図書館、市民ホール 等

【適地配置型】陸上競技場、自由民権資料館、大地沢自然交流サイト 等

地域利用施設【拠点配置型】

例) 図書館（地域館）、市民センター、コミュニティセンター、地域保健センター 等

地域利用施設【分散配置型】

例) 学校、学童保育クラブ、消防器具置場 等

● DXによるサービスデザイン変革等を踏まえ、施設規模や配置を見直すとともに、時代に併せた新たな価値・サービスの提供を推進

- ・AI やロボットなどの先進技術を駆使したサービスデザインの変革、民間事業者をはじめとしたサービス提供主体の転換の可能性等を踏まえ、公共施設で提供すべきサービスや、そのあり方、量、配置等を見直すとともに、時代に併せた新たな価値・サービスの提供を推進します。
- ・見直しにあたっては、市民ニーズを的確に捉えるため、IoT などにより集約した様々な情報の活用を図ります。

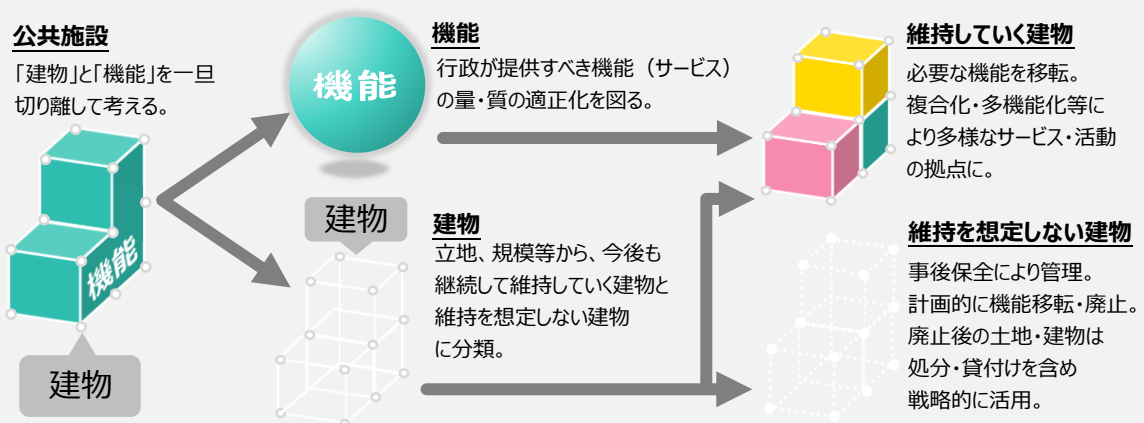
● 原則として廃止を伴わない新設を実施せず、施設総量を圧縮。

- ・公共施設の適正規模の実現に向けて、今後は原則として新設（施設の廃止を伴わない追加的な施設整備）は行わないこととし、建替えを行う際は、必要なサービス量やニーズの分布に合わせて、施設規模の縮減を図るとともに、同じまたは類似する機能を持つ施設を 1 つに統合する「集約化」を推進します。

3 保全・更新の合理化

- 施設の特性等に応じて、今後も継続して**維持していく建物**と継続した**維持を想定しない建物に分類**。

- ・多様なサービスや活動の拠点としてふさわしい立地や施設規模・敷地面積の建物、あるいは廃止することができない機能を提供しており既存の立地からの移転が困難な建物（例：成瀬クリーンセンター）は、今後も継続して維持していく建物とします。
- ・小規模な建物や、継続した維持を想定しない建物は、故障や不具合が生じた場合に修繕等を行うことにより対応し、老朽化に伴う更新時期の到来を見据え計画的に廃止・利用停止するとともに、必要な機能の移転を図ります。



- 維持していく建物は、改修等の**優先順位**を定め、**財政見通しと連動した計画的な更新**を推進。

- ・今後も継続して維持していく建物は、市民の安全・安心の確保を最優先に組織横断的な視点から改修・修繕等の優先順位を定め、財政と連動した計画的な更新を着実に実施します。
- ・建物の改修・建替え等の更新にあたっては、既存施設での必要なサービス提供を維持しながら、同一敷地内で段階的に更新工事を実施したり、低・未利用状態の市有地を活用し移転建替えをしたりなど、仮施設を要しない方法での効率的な更新を検討・実施します。また、仮施設が必要となる場合においても、公共施設再編等によって空いたスペースを仮施設として活用したり、1つの仮施設を複数建物の更新に活用したりなど、より効率的な更新を検討・実施します。
- ・テクノロジーの進展や市民ニーズの変化等に合わせて、施設のあり方や、提供サービス、その量等を見直し、必要に応じフレキシブルに建物の用途転換等ができるよう、新築時にスケルトン・インフィル方式を採用するなど、可変的なデザインの導入を推進します。

● 長寿命化など既存資源の効果的な活用を推進

- ・今後も継続して維持していく建物は、基本目標耐用年数を原則 60 年（建物の主構造に応じて設定）とし、基本目標耐用年数経過前の単独建替えは、原則行わないこととします。また、築 40 年前後以降に実施する更新（改修、建替え等）に向けて、残耐用年数約 10 年までを目安に、原則として躯体の健全性調査を実施し、その結果を踏まえ最終目標耐用年数を 80 年とするなど、長寿命化を図ります。
- ・特に、躯体の健全性調査の結果、建物をより長く安全に使用する長寿命化に適し、かつ長寿命化によりライフサイクルコストの縮減が見込める場合は、長期の利用に適するよう機能向上を含めた長寿命化改修を実施します。

今後も維持していく建物の保全・更新

長寿命化

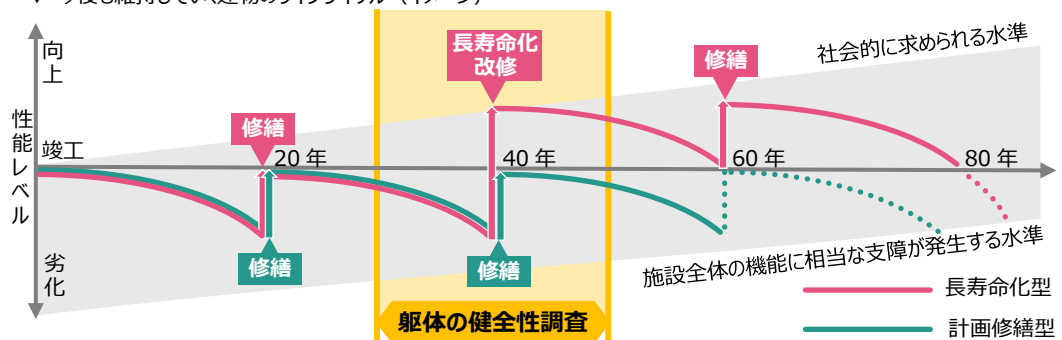
- ・建物の望ましい目標耐用年数まで建築物を使用していくことを想定し、柱や壁、床、梁などの建物の構造を支える構造躯体の耐久性を維持するとともに、屋上や外壁等の各部位・設備の計画的な更新を実施すること。

※ 建物の望ましい目標耐用年数は構造種別により異なり、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、重量鉄骨造については、適切な維持管理がなされ躯体強度が確保される場合、70～80 年程度とされている。

計画修繕

- ・標準的な耐用年数まで建物を使用していくことを想定し、屋上や外壁等の各部位および主要な設備機器の計画的な修繕を行うこと。

▼ 今後も維持していく建物のライフサイクル（イメージ）

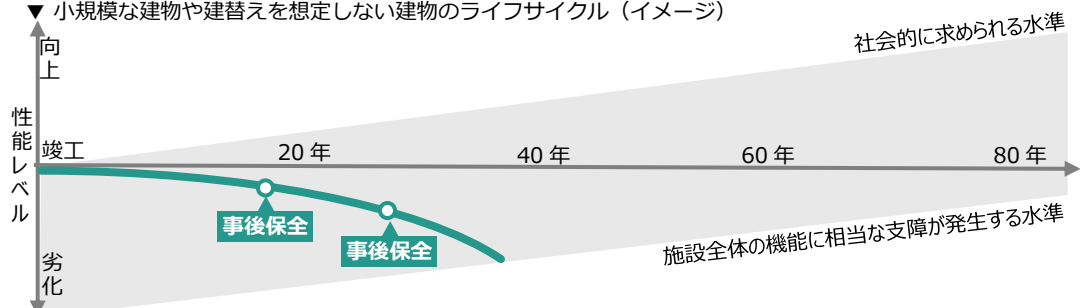


小規模な建物や建替えを想定しない建物の保全・更新

事後保全

- ・故障や不具合が生じた場合に修繕等を行うこと。

▼ 小規模な建物や建替えを想定しない建物のライフサイクル（イメージ）



4 維持管理・運営の最適化

- 行政主導の画一的なサービスのあり方を見直し、地域に関わる**多様な主体との連携や支援**を推進

・複雑化・多様化する市民のライフスタイルや価値観に併せ、市民一人ひとりのニーズにきめ細かく対応するため、行政主導の画一的なサービスのあり方を見直し、市民や地域団体、NPO、学校など、地域に関わる多様な主体との連携や支援により、柔軟で付加価値の高いサービスの提供と愛着ある地域拠点の醸成を図ります。

- **事業者や国・都・周辺自治体等との連携**を推進

・DXの推進等によるサービスデザインの変革や、公共的サービスの提供主体の多様化を踏まえ、現在、公共施設で提供している機能が、公共施設でしか担えない機能なのか、民間施設等でも代替でき、かつ効率的・効果的なサービス提供ができる機能ではないか、そのあり方を見直します。また、見直し結果に基づき、機能特性や費用対効果等に留意しつつ、サービスの提供主体の民間事業者等への転換や、民間施設等の空間資源の活用を推進します。

・PPP・PFIの導入等により、民間の資金や活力を効果的に取り入れることで、財政負担の縮減を図るとともに、市内事業者の受注機会の確保や育成にも目を配りながら、民間ノウハウを活かした市民満足度の高いサービスを提供します。

・国や都、周辺自治体との施設の共同整備や、共同利用等により、サービス提供の効率化や質の向上を図ります。

- **経営的視点**に立ち、あらゆる技術・手法による**維持管理費の削減**を推進

・固定資産台帳などの地方公会計の財務情報等の活用により、維持管理の効率化に向けた見直しを行い、ESCO事業³といった維持管理費用の削減につながる技術・手法の活用を推進します。

・点検・診断等の一元化された施設情報を活用し、定期的なメンテナンスやこまめな補修等を効率的に実施します。

- 施設管理に関わる**温室効果ガス削減**を推進

・2050年の「ゼロカーボンシティまちだ」の実現に向けて、「町田市環境マスタープラン」に基づき、公共施設の省エネルギー化や、再生可能エネルギーの導入等を進めます。

³ 設備改修にかかる費用を、光熱水費の削減分で賄うことができたとして、省エネルギー化に向けた包括的サービス。

5 既存資源の有効活用と財源確保

- 再編により生み出した空間・建物等について、**処分・貸付を含めた積極的かつ戦略的な活用**を推進

- ・未利用、低利用の公共施設について、市民サービスの向上と安定的な財源確保の観点から、処分・貸付を含めた積極的かつ戦略的な活用を図ります。
- ・持続的・効果的なファシリティマネジメントを実現するため、市有財産に関する情報を集約・共有化し、適正な管理を行います。

- ネーミングライツ、有料広告等、あらゆる手法による**財源確保**を推進

- ・未利用、低利用の市有財産の処分・貸付のほか、ふるさと納税やクラウドファンディング、ネーミングライツ⁴、有料広告など、あらゆる手法による財源確保に努めます。
- ・公共施設等適正管理推進事業債⁵といった市債や、公共施設整備基金、国費・都費等の積極的な活用により、財政負担の軽減や平準化を図ります。

⁴ 公共施設等に法人名や商品名などを「通称」として付与する代わりに、民間事業者等からその対価等を得ることができるもの。

⁵ 地方公共団体が公共施設の総合的かつ計画的な管理を推進するために発行する地方債。施設の集約化・複合化や除却等の事業費が対象。

1 安全・安心の確保を最優先とした管理

● 安全・安心の確保を最優先とした管理を推進

- ・都市インフラ施設の機能停止や破損・破壊は、市民生活に重大な影響を及ぼすだけでなく、人命の危機に関わる事態を引き起こしかねないことから、市民がいつでも安心して活動し、生活できるよう、安全・安心の確保を最優先に都市インフラ施設の管理を進めていきます。
- ・点検・診断や災害発生等により、施設の異常が発見された場合は、応急的な対処や一時的な利用停止を図るなど、安全性の確保に努めます。
- ・都市インフラ施設は、避難路、避難広場、火災等の延焼遮断帯といった防災機能も有していることから、更新、新規整備の際には、防災機能の向上を図る対策の一体的な実施を推進します。また、施設の耐震化・耐水化や無電柱化等を推進します。
- ・日常的なパトロールや定期点検等を継続的に実施することにより、各施設の劣化状態を把握します。また、市民等からの異常等に関する通報も貴重な情報として、各施設の維持管理に役立てていきます。

● 更新、新設時等にユニバーサルデザイン化を推進

- ・「まちだユニバーサル社会推進計画」（町田市福祉のまちづくり推進計画）に基づき、道路等のバリアフリー化や、高齢者、障がい者、子育て世代をはじめとする多様な利用者に配慮したユニバーサルデザイン化を推進します。

2 保全・更新の徹底した効率化と財政負担の平準化

- **長寿命化や民間活力の導入、他自治体等との連携などにより財政負担の軽減や平準化を推進**

- ・都市インフラ施設は、高度経済成長期に集中的に整備され、更新時期を一斉に迎えることから、中長期的な見通しに基づく長寿命化や、PPP・PFI 等による民間資金・活力の効果的な導入、他自治体等との広域連携などにより、財政負担の平準化、ライフサイクルコストの縮減を図ります。
- ・都市インフラ施設の特性等に応じて、予防保全や事後保全等の適切な管理区分を設定するとともに、施設の重要度等によるリスク評価を踏まえて優先度を明確化し、計画的・効率的に保全・更新していきます。
- ・新技術の活用により、点検・診断や管理の効率化を図ります。
- ・点検・診断等の一元化された施設情報を活用し、定期的なメンテナンスやこまめな補修などを効率的に実施します。
- ・未利用、低利用の市有財産の処分・貸付や、市債、国費・都費等の積極的な活用などにより、財源確保や財政負担の軽減・平準化を図ります。

- **省エネルギー化や、景観との調和、まちづくりと連動した機能配置を推進**

- ・都市インフラ施設の保全・更新や新規整備等にあたっては、環境に配慮した緑化及び省エネルギー化、景観との調和に配慮した整備及び無電柱化、まちづくりと連動した機能配置、柔軟な利活用など、都市機能の向上等に向けた取組の一体的な実施を推進します。



機能別の方向性

公共施設・都市インフラ施設の機能分類ごとに、
「基本方針」に基づく取組の方向性を示します。

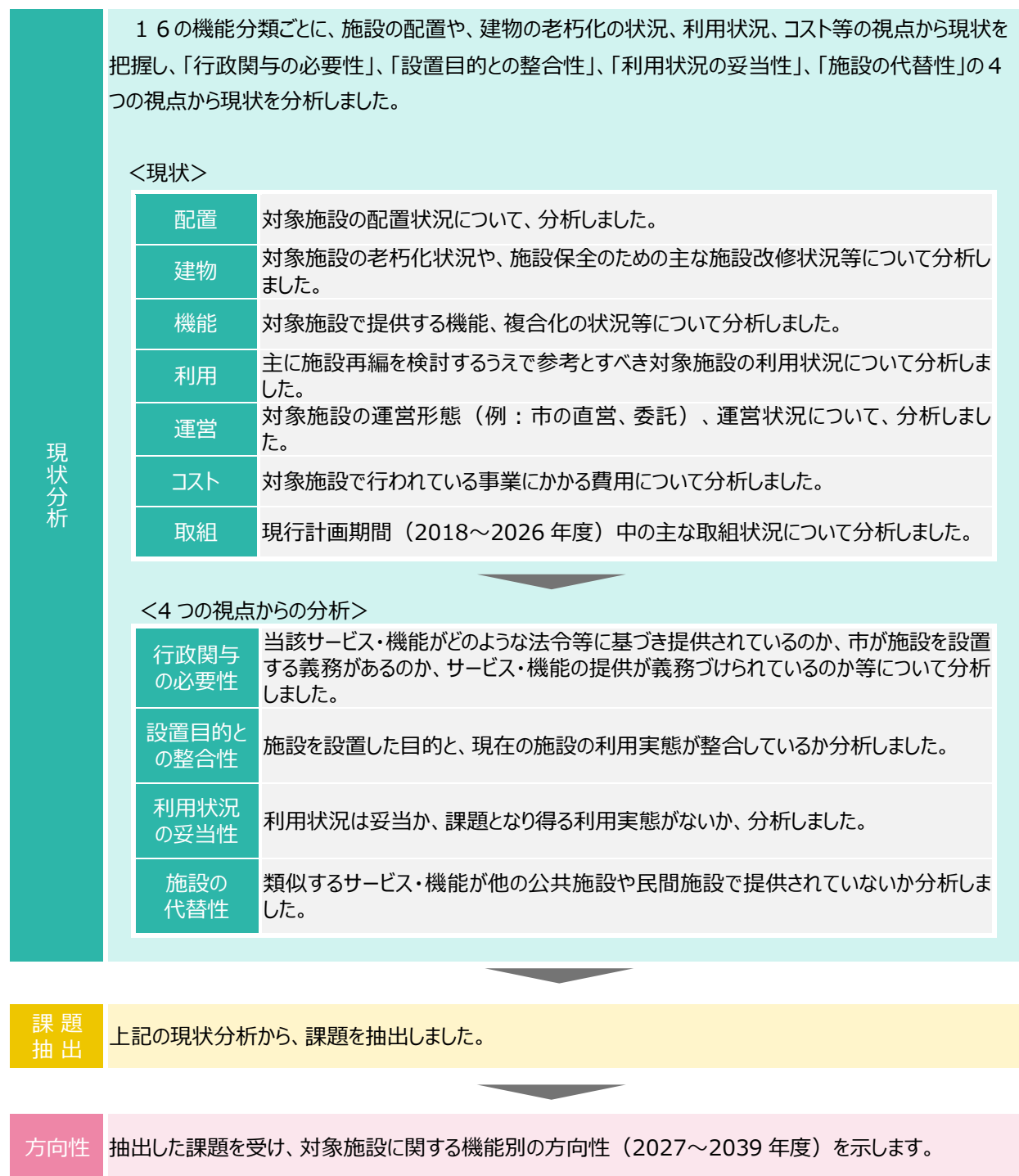
機能分類

「機能別の方向性」は、公共施設・都市インフラ施設の機能分類を 16 分類に整理し、この機能分類ごとに「基本方針」に沿った取組の方向性を示すものです。機能分類は下表のとおりです。

機能分類	施設分類	主な対象施設
A 教育	学校	小学校、中学校
	その他教育関連施設	教育センター、中学校給食センター
B 子ども・子育て	保育園・子ども発達センター	公設公営保育園 5、公設民営保育園、子ども発達センター
	学童保育クラブ	学童保育クラブ
	子どもセンター・子どもクラブ等	子どもセンター、子どもクラブ、子ども創造キャンパスひなた村
C 高齢・障がい福祉	高齢者福祉センター	ふれあい館
	介護保険施設	公設デイサービス
	その他高齢者福祉施設	わくわくプラザ町田、高齢者指定収集袋減免事業用倉庫・作業場
	障がい福祉施設	わさびだ療育園、町田テリア園、町田リス園、大賀藕絲館 等
D 保健・医療	保健施設	保健所中町庁舎、健康福祉会館、保健センター
	医療施設	町田市民病院、町田市民病院たけのこ保育室
E 防災	消防器具置場	消防器具置場
	災害備蓄倉庫等	災害備蓄倉庫、防災倉庫、防災行政無線小山田中継局舎等
F 集会	市民センター	市民センター
	コミュニティセンター	コミュニティセンター
	町内会・自治会等集会施設	中規模集会施設、その他の集会施設
	その他集会施設	町田市民フォーラム、町田市文化交流センター
G 公園・緑地	公園・緑地（都市インフラ施設）	都市公園、都市公園以外の公園
	公園施設	建物（スポーツ施設、美術館等を除く）を有する公園
H 図書・生涯学習	図書館	図書館
	生涯学習施設	生涯学習センター
I 文化・芸術	文化ホール	町田市民ホール、鶴川緑の交流館（和光大学ポプリホール鶴川）
	美術館・博物館	国際版画美術館、市立博物館
	文化財等	旧荻野家住宅、旧永井家住宅、村野常右衛門生家 等
	その他文化・芸術施設	町田市民文学館、自由民権資料館、フォトサロン 等
J スポーツ	体育館	総合体育館、サン町田旭体育館
	プール	室内プール、中学校温水プール（町一、南、鶴川）
	屋外運動場	陸上競技場、小野路球場、三輪みどり山球場、緑ヶ丘グラウンド
	その他スポーツ施設	クラブハウス、スポーツ広場（建物のないスポーツ広場を除く）等
K レクリエーション・観光	レクリエーション・観光施設	自然休暇村、大地沢自然交流サイト 等
L 産業	産業系施設	町田新産業創造センター、町田ターミナルプラザ
M 暮らし・ライフライン	市営住宅	市営住宅、シルバーピア
	公共トイレ	公共トイレ
	ごみ関連施設	バイオエネルギーセンター、剪定枝資源化センター 等
	下水道施設	成瀬クリーンセンター、鶴見川クリーンセンター、鶴川ポンプ場
	下水道（都市インフラ施設）	下水道管路
N 交通	バスターミナル	町田バスターミナル
	駐車場等施設	駐車場・自転車駐車場施設（建物のない駐車場を除く） 等
	道路・橋梁（都市インフラ施設）	市道、橋梁
	その他道路資産（都市インフラ施設）	ベデストリアンデッキ、街路灯、防護柵、道路反射鏡
O 庁舎・窓口	市庁舎	市庁舎
	市民センター	市民センター
	連絡所	連絡所
	その他庁舎・窓口施設	土木・公園サービスセンター、町田市民フォーラム
P 未利用	学校跡地	市立小・中学校の統合や移転建替え等により未利用となった施設
	その他未利用施設	公共施設の集約化、複合化、移転等により未利用となった施設

機能別の方向性の検討・整理

「機能別の方向性」は、下表のとおり現状分析を行い、課題を抽出のうえ、2039年度までを見据えた方向性として、16の機能分類ごとに検討・整理しました。



施設概要

● 設置目的

児童・生徒に対し義務教育として行われる普通教育を施すこと。
教育の質の向上や教育課題の解決を図ることで、子どもたちの健全な成長を支援すること。

● 根拠法令等

学校教育法、教育機会確保法、町田市立学校設置条例

● 対象施設

施設分類	施設数	主な施設
学校	62	小学校（42校 ^{※1} ）、中学校（20校）
その他教育関連施設	1	教育センター ^{※2}

※1 2026年4月1日時点では、小学校統合により40施設。

※2 2026年4月1日時点では、中学校給食センター整備等により5施設。

● 個別施設計画等

名称	策定年月	計画期間
町田市立学校個別施設計画 ^{※1}	2021年3月	2021年～2055年
町田市立学校個別施設計画～学校整備計画編～ ^{※2}	2021年5月	2021年～2055年
町田市本町田地区小学校 新たな学校づくり基本計画	2023年3月	2024年度～2027年度
町田市南成瀬地区小学校 新たな学校づくり基本計画	2023年3月	2024年度～2027年度
町田市鶴川東地区小学校 新たな学校づくり基本計画	2023年3月	2024年度～2032年度
町田市鶴川西地区小学校 新たな学校づくり基本計画	2023年3月	2024年度～2028年度
町田市南第一小学校地区 新たな学校づくり基本計画	2023年3月	2024年度～2029年度
学びの多様化プロジェクト 2024-2028	2023年12月	2024年4月～2029年3月
第3期町田市特別支援教育推進計画	2024年3月	2024年4月～2029年3月
町田市教育プラン 24-28	2024年3月	2024年4月～2029年3月
今後の町田市立小中学校のプール整備方針 ^{※3}	2024年3月	2021年～2040年
町田市新たな学校づくり推進計画 ^{※4}	2021年5月	2021年度～2039年度

※1 2025年5月追補版作成。

※2 2025年5月改訂。

※3 2025年5月改訂。

※4 2025年4月一部修正。

現状分析

● 現状把握

配置	<ul style="list-style-type: none"> ・小学校は 40 校、中学校は 20 校配置されている。学校統合により、2040 年度には、小学校は 26 校、中学校は 15 校になる予定。 ・教育センターは、旧教育センター（木曽東）の敷地に、（仮称）子ども・子育てサポート等複合施設が建設されるため、仮設施設（山崎）に一時移転している。
建物	<ul style="list-style-type: none"> ・築 40 年以上の学校が全体の 4 分の 3 を占めており、多くが更新時期を迎えている。
機能	<ul style="list-style-type: none"> ・地域開放をしており、地域団体等が利用している。 ・一部の学校には学童保育クラブ、クラブハウス及びデイサービスを複合化している。
利用	<ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒数のピークは 1980 年代の約 55,000 人で、2024 年度時点では約 30,000 人とピーク時の約 55%となっている。今後も児童・生徒数は減少し、1 クラスしかない学年がある小学校が増加する見込みである。 ・不登校児童生徒といった支援の必要な児童・生徒は増加傾向にある。
運営	<ul style="list-style-type: none"> ・市立学校はすべて市の直営である。 ・市及び都の職員がいるほか、給食調理や用務等一部の業務を委託化している。 ・学校事務等の実施体制の見直しを行っている。 ・教育センターは市の直営である。
コスト	<ul style="list-style-type: none"> ・2021 年度から 2055 年度までの建替え・改修費用は、約 4,540 億円になる見込み。
取組	<ul style="list-style-type: none"> ・「地域活用型学校」と位置付け、広く市民が利用できる場としていくとともに、学校統合や老朽化した校舎の建替え等の取組を進めている。 ・教育センターは、（仮称）子ども・子育てサポート等複合施設の整備に向けて、施設整備所管課及び複合施設に入る予定の部署と連携しながら、施設の機能・設備を検討している。 ・「学びの多様化学校」に先行し、「学びの多様化学校分教室」を開設した。今後「学びの多様化学校」開設への準備を進める。

● 4 つの視点からの分析

行政関与の必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・市立学校は、教育施設として必要不可欠であり、行政関与の必要性がある。 ・教育センターや「学びの多様化学校」は、法律による設置義務はないが、教育の質の維持や不登校児童生徒の支援等については行政関与の必要性が高い。
設置目的の整合性	<ul style="list-style-type: none"> ・整合している。
利用状況の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・ほとんどの学校で児童・生徒数が減少しており、今後も減少し続ける見込みである。 ・児童・生徒数の減少に伴い教育活動で使用しない教室等は、学童保育クラブなどに活用している。 ・不登校児童生徒といった支援の必要な児童・生徒は増加傾向にあり、教育センターへのニーズは増加していると考えられる。
施設の代替性	<ul style="list-style-type: none"> ・公立学校としての代替施設はない。 ・学校プールについては、地域に類似の民間施設等があり、運用方法によっては代替も可能である。 ・教育センターや「学びの多様化学校」は、民間サービス等による代替性は低い。

課題抽出

- 児童・生徒数の減少や建物の老朽化により、適正規模・適正配置の推進や学校施設の更新が喫緊の課題となっている。一方、昨今の施設整備費の高騰、建設業の働き方改革による工期の延長といった社会情勢等の変化の影響により、学校施設の建替え・改修に係る費用は増大していることから、中長期的な見通しのもと、財政負担の縮減や平準化等を考慮し、計画的に更新を進めていく必要がある。
- 市立学校の「地域活用型学校」としての位置付けに関しては、地域コミュニティのあり方の変化等を踏まえ、同じく地域の拠点となっている市民センター等の再編・適正配置と併せて、実現に向けた検討を進めていく必要がある。
- 学校プールについては、「今後の町田市立小中学校のプール整備方針」に基づき集約化等を進めていくとともに、民間温水プールの活用拡大など、必要に応じより効率的・効果的な学校プール機能の提供に向けた見直しを行う必要がある。
- （仮称）子ども・子育てサポート等複合施設の整備に向けて、教育センター事業に必要な機能及び設備の検討を行う必要がある。また、複合施設として市民の利便性の向上と効率的な管理を実現するため、関係部署とのさらなる連携が必要である。
- 「学びの多様化プロジェクト 2024-2028」に基づき検討を進めている「学びの多様化学校」の設置については、既存ストックを活用するなどして、できる限り市の財政負担の縮減を図る必要がある。
- 鶴川エリア中学校給食センターは、「町田市新たな学校づくり推進計画」に基づく新設統合小中学校の建設候補地（2037年度以降に整備予定）に立地していることから、時限的な施設利用を想定しているため、現施設の使用可能期間の終了を見据え、あり方を見直すとともに、効率的・効果的な管理運営を図る必要がある。

方向性

- 「**地域活用型学校**」の実現に向けて、地域コミュニティのあり方の変化等を踏まえ、機能や運用等を具体化し、多様な人々が交流し活動する愛着ある**地域の拠点**としていく。
 - 更新にあたっては、**集約化**や**複合化・多機能化**等により、中長期的な見通しのもと、更新・維持管理可能な水準まで**施設総量を圧縮**するとともに、優先順位を整理のうえ**財政負担の縮減・平準化**を図る。
-
- ✓ 学校プールは、**集約化**や**民間温水プールの活用拡大**など、より効率的・効果的な提供を図る。
 - ✓ 「学びの多様化学校」の設置にあたっては、**既存ストックの活用**や、**複合化・多機能化**などにより、**施設総量の圧縮**や、**財政負担の縮減**、機能強化等を図る。
 - ✓ （仮称）子ども・子育てサポート等複合施設は、着実に整備等を進めていき、**民間事業者のノウハウ**を活かした効率的・効果的な管理運営を進めていく。
 - ✓ 中学校給食センターは、鶴川エリア中学校給食センターのリース期間終了を見据え、**あり方を見直す**とともに、**民間活力**を活かし、効率的・効果的な管理運営を進めていく。

イメージイラスト挿入予定

施設概要

● 設置目的

保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて、保育を行うため（保育園）。
障がいのある児童の発達支援及び相談を行うため（子ども発達センター）。
小学校に就学している児童で家庭において保護者の適切な保護を受けられない児童に対して遊び及び生活の場を提供し、心身の健全な育成を図るため（学童保育クラブ）。
楽しい遊びと子ども文化創造の場を提供し、児童の健全な育成と子育てを支援するため（子どもセンター・子どもクラブ）。
子どもたちの心身の健やかな育成を図るため（子ども創造キャンパスひなた村）。

● 根拠法令等

児童福祉法、発達障害者支援法、町田市立保育園設置条例、町田市子ども発達センター条例、町田市学童保育クラブ設置条例、町田市子どもセンター条例、町田市子ども創造キャンパスひなた村条例

● 対象施設

施設分類	施設数	主な施設
保育園・子ども発達センター	7	公設公営保育園 5 園、公設民営保育園 1 園、子ども発達センター 1 施設
学童保育クラブ	42	学童保育クラブ※1
子どもセンター・子どもクラブ等	13	子どもセンター6 施設（分館含む）、子どもクラブ 6 施設、子ども創造キャンパスひなた村

※1 2026 年 4 月 1 日時点では、小学校統合に伴い 40 施設。

● 個別施設計画等

名称	策定年月	計画期間
町田市町田駅周辺公共施設再編構想	2022 年 3 月	2022 年 4 月 ～ 2027 年 3 月
町田市（仮称）子ども・子育てサポート等複合施設整備基本計画	2023 年 3 月	-
町田市子ども発達支援計画行動計画 2024～2026	2024 年 3 月	2024 年 4 月 ～ 2027 年 3 月
町田市学童保育クラブ施設整備及び管理・運営方針	2023 年 8 月	2023 年 8 月 ～ 2030 年 3 月
町田市新たな学校づくり推進計画※1	2021 年 5 月	2021 年度 ～ 2039 年度
子どもクラブ整備方針（新・町田市子どもマスタープラン内）	2020 年 3 月	2020 年 4 月 ～ 2025 年 3 月

※1 2025 年 4 月一部修正。

現状分析

● 現状把握

配置	<ul style="list-style-type: none"> ・公設公営の保育園は、市域を 5 地域に分け、各地域に 1 施設ずつ配置している。学童保育クラブは小学校区ごとに配置している。 ・子どもセンターは市内 5 地域に 1 施設ずつ配置し、分館と子どもクラブは子どもセンターを補完する施設として、市内 5 地域に 2 施設ずつ配置を進めている。
建物	<ul style="list-style-type: none"> ・町田保育園は築 30 年を、こうさぎ保育園及び子ども発達センターは築 40 年を経過している。 ・学童保育クラブの多くは 2000 年代初頭に建てられており、今後は一斉に老朽化が進む。 ・子どもセンター・子どもクラブは、比較的新しい施設が多いが、施設維持のためには今後計画的な修繕が必要となる。
機能	<ul style="list-style-type: none"> ・公設公営の保育園のうち、金森保育園、山崎保育園は、子育て相談センターを併設している。 ・学童保育クラブは、児童数の増加に伴う、育成スペースの狭あい化が進む。 ・子どもセンター・子どもクラブは、体を動かして過ごすことができる遊戯室や、読書など落ち着いて過ごすことができる集会室、乳幼児室などを備えている。児童館であるため、対象は子どもとその保護者となっている。 ・子ども創造キャンパスひなた村は、子どもたちが恵まれた自然環境の中での遊び、体験、創作活動をするための施設である。火を取り扱うことができる野外炊事場のほか、ホールなどの施設貸し出しも行っている。
利用	<ul style="list-style-type: none"> ・認可保育所等の定員数は毎年増加し、待機児童数は 2021 年度以降減少していた。しかし、保育ニーズの高まりにより、2025 年度の待機児童数は 5 年ぶりに増加した。子ども発達センターは利用者が増加し引き続き増加が見込まれる。 ・学童保育クラブの入会児童数は緩やかに減少する見込みである。
運営	<ul style="list-style-type: none"> ・公設公営の保育園 5 園と子ども発達センターは、直営で運営している。 ・学童保育クラブは、中央学童保育クラブを除いて、指定管理者制度により運営されている。今後は子どもの減少に伴い利用者数も減少していくことが予想される。 ・子どもセンターは直営、子どもクラブ、子ども創造キャンパスひなた村は指定管理者により運営している。
コスト	<ul style="list-style-type: none"> ・公設公営の保育園に係る行政費用は年間約 15 億 5 千万円で、うち 9 割近くを市で負担している。 ・学童保育クラブの利用者が負担する育成料が行政費用の 2 割未満となっている。 ・子どもセンター・子どもクラブは原則利用料が無料である。
取組	<ul style="list-style-type: none"> ・老朽化が進んでいる公設公営の保育園の更新に向けた検討を進めている。 ・子ども発達センターは民間活力導入と（仮称）子ども・子育てサポート等複合施設への移転・複合化を進めている。 ・学童保育クラブは、原則として学校施設内の低層階に設置する方向で、学校施設に合わせた更新を進めている。 ・子どもセンターの補完施設として、子どもクラブの整備を進めている。

● 4つの視点からの分析

行政関与の 必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・公立保育園は法律による設置義務はないが、保育の確保義務がある。 ・子ども発達センターは法律による設置の義務はないが、障がい児通所支援等について体制整備及び人材確保・質の向上への努力義務、発達障がいの早期発見・早期支援及び切れ目のない支援への責務がある。 ・学童保育クラブは法律による設置義務はないが、児童の健全な育成に資するため、地域の実情に応じた放課後児童健全育成事業を行うとともに、利用の促進に努めなければならないと法律に定められている。 ・子どもセンター・子どもクラブ、子ども創造キャンパスひなた村は、法律による設置義務はない。
設置目的の 整合性	<ul style="list-style-type: none"> ・整合している。
利用状況の 妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・民間の認可保育所等は、待機児童解消のため全体の定員数を増やしており、在籍園児数もそれに伴って増加している。 ・一部の地域では、3～5歳児の定員割れの園が出始めており、中長期的には年少人口の減少からさらに定員割れの保育園が出てくると予想される。 ・子ども発達センターは、利用者が増加しており、引き続き増加が見込まれる。 ・学童保育クラブは、共働き家庭の増加などにより、ニーズの高止まりが想定されるものの、小学校在籍児童数の減少に伴い入会児童数も緩やかに減少する見込み。 ・子どもセンター・子どもクラブ、子ども創造キャンパスひなた村は、今後の年少人口の減少や子どもクラブの増設等を踏まえると、現状のままの運営を続けた場合、今後、利用者数の減少が予想される。
施設の 代替性	<ul style="list-style-type: none"> ・保育を提供する施設として、民営の認可保育所、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育者等があるが、公立保育園は災害時や民間の保育施設の運営困難時などに、子どもを預かる「受け皿」として機能しており、この機能を民間施設が代替することは難しい。 ・学童保育クラブは、放課後子ども教室、民間の類似施設、保育園・幼稚園で行っている学童一時預かり等があるが、利用料金が高い、利用定員が少ない等から代替性が低い。

課題抽出

- 学童保育クラブは、学校統合等に併せて学校施設内の低層階に集約して整備していく必要がある。整備にあたっては、児童の利用が見込まれない時間帯や将来的な入会児童数の減少を見据え、学校施設と育成スペースとのタイムシェアを前提とした施設の配置や規模としていく必要がある。
- 子どもセンター・子どもクラブ、子ども創造キャンパスひなた村は、将来的な改修等の更新時期を見据え、他の子ども・子育て関連機能等と複合化するなど、年少人口の減少を踏まえた効率的・効果的な活用を検討していく必要がある。
- 子どもクラブの整備や公立保育園の更新にあたっては、年少人口の減少を見据え、建設費用やその後の維持管理費用が少ない手法や建物の可変性を考慮しつつ施設整備を進めていく必要がある。
- 公立保育園については、建物の老朽化に伴う更新の時期に併せて、周辺公共施設と複合化するなど、効率的な更新方法を検討・実施する必要がある。
- 森野三丁目保育園は、建物の老朽化に伴う更新の時期を見据えて、施設の存廃を含めたあり方を見直し、更新する場合は、市の財政的負担を最小化し実施する必要がある。
- 子ども発達センターは、民間活力導入に向けた検討結果を踏まえ、より効率的・効果的なサービス提供を実現する必要がある。

方向性

- **複合化・多機能化**により、**施設総量を圧縮**しつつ、学校等の他機能と連携するなどして、より魅力的な場づくりや、支援の充実化を図る。
- ✓ 学童保育クラブは、学校統合等に併せて、学校施設内の低層階に**複合化**して整備することとし、建物は**単独での建替えは行わない**。整備にあたっては、児童の利用が見込まれない時間帯や将来的な入会児童数の減少を見据え、学校施設と育成スペースとの**タイムシェア**を前提とした施設の配置や規模とする。
- ✓ 子どもセンター・子どもクラブ、子ども創造キャンパスひなた村は、市民センター・コミュニティセンターといった対象を限定しない集会施設や、地域の拠点となる学校など、周辺公共施設の大規模改修や建替えの時期を捉えて施設規模を見直したうえで**複合化・多機能化**することとし、原則として**単独での建替えは行わない**。その際、子どもが自由に来館し、遊べる環境の確保、セキュリティへの配慮、乳幼児の保護者も利用しやすいようなつくりに留意する。
- ✓ 子ども発達センターは、**民間活力導入**に向けた検討結果を踏まえ、より効率的・効果的なサービス提供の実現に向けた管理運営手法の見直しを実施する。
- ✓ 公立保育園は、建物の老朽化に伴う更新の時期を見据えて、周辺公共施設等との**複合化・多機能化**を優先的に検討することとし、検討の結果、複合化・多機能化による更新の効率化が困難な場合等を除き、原則として**単独での建替えは行わない**こととする。更新にあたっては、将来の保育ニーズの増減を見据えた定員の適正化に留意する。
- ✓ 森野三丁目保育園は、建物の老朽化に伴う更新の時期を見据えて、**施設の存廃を含めたあり方を見直し**、更新する場合は、市の財政的負担の最小化を図ることとする。

イメージイラスト挿入予定

施設概要

● 設置目的

高齢者の福祉の増進を図るため（高齢者福祉施設）。
障がい者の福祉の向上を図るため（障がい福祉施設）。

● 根拠法令等

老人福祉法、高齢者等の雇用の安定等に関する法律、介護保険法、町田市高齢者在宅サービスセンター条例、町田市わくわくプラザ条例、町田市高齢者福祉センター条例、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、町田市授産センター条例、町田市大賀藕絲館条例

● 対象施設

施設分類	施設数	主な施設
ふれあい館	6	ふれあいもみじ館・いちよう館・くぬぎ館・けやき館・もっこく館・桜館
介護保険施設	10	公設デイサービス
その他高齢者福祉施設	2	わくわくプラザ町田、高齢者指定収集袋減免事業用倉庫・作業場
障がい福祉施設等	9	わさびだ療育園、町田グリア園、町田リス園、大賀藕絲館、授産センター、ゆめ工房、こころみ、せりがや会館、グループホームはるかぜ

● 個別施設計画等

名称	策定年月	計画期間
町田市高齢者福祉センター（ふれあい館）あり方検討会報告書	2023年3月	-
町田駅周辺開発推進計画	2024年6月	-
町田薬師池公園四季彩の杜魅力向上計画～Ver.2～	2023年9月	2023年度 ～ 2032年度

現状分析

● 現状把握

配置	<ul style="list-style-type: none"> ・ふれあい館は、市内 6 地域に配置されている。デイサービス、障がい福祉施設等は市内の様々な地域にある。 ・わくわくプラザ町田の現有地は「賑わいと憩いの空間」を目指す開発推進地区内にある。
建物	<ul style="list-style-type: none"> ・ふれあい館、障がい福祉施設は、多くが築 30 年を超えている。公設デイサービスは築 25 年前後の施設がほとんどである。
機能	<ul style="list-style-type: none"> ・ふれあい館は、単独施設が 2 施設、複合施設が 4 施設あり、基本的に全館で同じサービスを提供している。 ・公設デイサービスでは、介護保険法に基づく通所介護、認知症対応型通所介護等のサービスを提供している。 ・障がい福祉施設は、生活介護サービス施設が 1 施設、一般就労が困難な障がい者の働く場が 6 施設ある。
利用	<ul style="list-style-type: none"> ・ふれあい館の利用者数は、コロナ禍による影響の終息後、増加傾向にあるが、コロナ禍以前の状態には回復していない。 ・デイサービスに対する需要は増加しているものの、民間事業者を中心とした供給は充足している。 ・障がい者の数は年々増加傾向にある。
運営	<ul style="list-style-type: none"> ・ふれあい館は、5 館が直営、1 館のみ指定管理者により運営されている。 ・公設デイサービスは、指定管理者制度により管理運営している。 ・障がい福祉施設は、指定管理者運営の施設が 3 施設、4 施設は社会福祉法人、NPO 法人への貸付によって運営されている。
コスト	<ul style="list-style-type: none"> ・ふれあい館の利用料は無料であり、6 館の行政収支の差額は▲約 2 億円である。 ・障がい福祉施設等の年間の行政コストは約 5.1 億円である。
取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ふれあい館で提供している介護予防・健康づくり等の事業は身近な地域で行う取組への移行を目指すことと整理した。 ・公設デイサービスは、供給不足に対する量的拡大の役割は終えたものとし、民営化に移行する方向で調整していくことと整理した。

● 4つの視点からの分析

行政関与の 必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・ふれあい館は、老人福祉法に基づいて設置している。設置は義務ではない。 ・公設デイサービスは、老人福祉法、介護保険法に基づいて設置している。わくわくプラザ町田は、高齢者の社会参加・能力活用等を図る拠点として、「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき設置された町田市シルバー人材センターが管理運営している。いずれも設置の義務はない。 ・障がい福祉施設の設置義務はない。しかし、障がい者が、日常生活、社会生活を営むことができるよう、必要な自立支援給付及び地域生活支援事業を総合的かつ計画的に行うことが市町村の責務である。
設置目的の 整合性	<ul style="list-style-type: none"> ・整合している。
利用状況の 妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・ふれあい館の利用者数は、コロナ禍による影響の終息後、増加傾向にあるが、コロナ禍以前の状態には回復していない。 ・デイサービスについては、民間事業者が設置運営するデイサービスを含めた市内のデイサービスの稼働率が6割程度となっており、供給不足は解消している。 ・わくわくプラザ町田の貸し会議室は、コロナ禍による影響の終息後、利用者数が回復傾向にあるが、目標の利用件数には達していない。また、利用件数の約8割が無料での利用となっており、受益者負担割合は11.5%と低い。 ・障がい者の数は年々増加傾向にある。障がい者の生活介護施設等は、民間施設が増加してきている。
施設の 代替性	<ul style="list-style-type: none"> ・ふれあい館は、集会施設等の他の公共施設での代替が可能である。また、民間の高齢者向け趣味・娯楽サービス等も代替となりうる。 ・デイサービスは、民間サービスが充足しており、公設によって供給不足を解消する必要性はない。 ・わくわくプラザ町田の貸会議室については他の公共施設のスペース活用による代用も可能である。

課題抽出

- ふれあい館の中で、単独施設であるふれあいもみじ館が2034年度に、ふれあいいちよう館が2037年度に建物の標準的な耐用年数（築60年）を迎える。これらの施設は、計画的な廃止に向けた検討・調整を進めていく必要がある。また、複合施設であるふれあいもっこ館は、健康福祉会館の廃止に併せて廃止に向けた検討・調整を進めていく必要がある。堺市民センターの複合施設であるふれあいけやき館、木曽山崎コミュニティーセンターの複合施設であるふれあいぐみ館及び小山田高齢者在宅サービスセンター（公設デイサービス）の複合施設であるふれあい桜館については、建物全体の方針に基づき、縮小・廃止に向けた検討・調整を進めていく必要がある。これらのふれあい館の廃止にあたっては、介護予防・健康づくりに関する取組を地域の身近な活動拠点に移行することについて、併せて検討・調整を進めていく必要がある。
- 公設デイサービスについては、2028年度末までに民設・民営化に移行する方向で調整を行う必要がある。併設施設の有無や土地と建物の所有状況など、それぞれの施設の状況に応じた民営化の検討が必要である。
- わくわくプラザ町田は、周辺のまちづくりや町田駅周辺の公共施設再編に併せて、必要な機能の移転・複合化を検討する必要がある。
- 町田薬師池公園四季彩の杜内にある町田グリア園、町田リス園は、障がい者の就労の場であるとともに、観光施設としての側面もあることを踏まえ、「町田薬師池公園四季彩の杜魅力向上計画～Ver.2～」に基づく活用を検討・実施していく必要がある。

方向性

- 必要な機能の**他施設への移転**や**民営化**等により、**施設総量を圧縮**しつつ、公共の福祉施設に限らず**民間施設での提供**も含めて、より身近な場所でサービスを受けられる機会を確保する。
- ✓ ふれあい館は、建物の**建替えは行わず**、引き続き**事後保全**のうえ**計画的に廃止**していくとともに、ふれあい館で行っている健康づくり等の事業は、より身近な地域で行う取組への移行を進めていく。
- ✓ 公設デイサービスは、周辺地域のデイサービスの供給状況、利用者への影響等を考慮のうえ、市有財産の売却や譲渡等を含めた**民設民営化**を段階的に進めていく。
- ✓ わくわくプラザ町田は、周辺のまちづくりや公共施設再編に併せて、必要な機能を**移転・複合化**し、**単独での建替えは行わない**。
- ✓ 町田グリア園、町田リス園は、障がい者の就労の場であるとともに、観光施設としての側面もあることを踏まえ、町田薬師池公園四季彩の杜の魅力向上につながる活用を図る。

イメージイラスト挿入予定

施設概要

● 設置目的

地域保健対策の総合的な推進に寄与し市民の健康の保持及び増進を図るため（保健施設）。
市民の健康保持に必要な医療を提供するため（医療施設）。

● 根拠法令等

地域保健法、医療法、感染症法、母子保健法、町田市保健所条例、町田市健康福祉会館条例、町田市病院事業の設置等に関する条例

● 対象施設

施設分類	施設数	主な施設
保健施設	4	保健所中町庁舎、健康福祉会館、鶴川保健センター、忠生保健センター
医療施設	2	町田市民病院、町田市民病院たけのこ保育室（旧町田市立看護専門学校）

● 個別施設計画等

名称	策定年月	計画期間
町田市町田駅周辺公共施設再編構想	2022年3月	2022年4月～2027年3月
まちだ健康づくり推進プラン 24-31	2024年3月	2024年4月～2032年3月
町田市民病院中期修繕計画	2022年3月	2022年4月～2031年3月
町田市民病院第4次中期経営計画	2022年3月	2022年4月～2027年3月

現状分析

● 現状把握

配置	<ul style="list-style-type: none">・保健所中町庁舎と健康福祉会館は近接している。・医療施設は、公共交通機関、自家用車等でアクセスしやすい立地となっている。
建物	<ul style="list-style-type: none">・保健施設は忠生保健センターを除き築 30 年を経過している。特に保健所中町庁舎は築 50 年を経過し老朽化が進んでいる。・町田市民病院たけのこ保育室（旧町田市立看護専門学校）は築 50 年が経過し、老朽化が進んでいる。
機能	<ul style="list-style-type: none">・新型コロナウイルス感染症の対応を踏まえ、感染症対策に関する機能の強化等が求められている。・保健施設には、健診等の医療行為を行うため、診療所として許可取得している区画があり、利用目的は限定されている。・診療所以外の区画の利用については、保健衛生事業に支障のない範囲に限定している。・町田市民病院は、440 床の病床数を保有する市内唯一の公的病院で、二次救急、救急医療、周産期医療を提供している。・町田市民病院たけのこ保育室（旧町田市立看護専門学校）は、改装して職員用の 24 時間保育施設及び委託先職員等の更衣室として活用している。
利用	<ul style="list-style-type: none">・健康増進に関するニーズ、感染症対策の強化等に対する要請は高い。・2024 年度の入院患者延数は 113,467 人（1 日平均 310.9 人）、外来患者延数は 225,712 人（1 日平均 928.9 人）、年延稼働病床数は 159,870 床（病床利用率 71.0%）であり、多くの利用がある。
運営	<ul style="list-style-type: none">・保健施設はすべて市の直営である。・町田市が開設し、地方公営企業法全部適用により、病院事業管理者の下で運営している。
コスト	<ul style="list-style-type: none">・保健所業務に係る費用は約 100 億円、行政収支差額は約 36 億円となっている。・市民病院 1 年間の運営費は約 153 億円であり、町田市の一般会計からは約 12.5 億円が繰入金として支出されている。（2024 年度）
取組	<ul style="list-style-type: none">・南地域における健診事業を開始し、堺、忠生、鶴川、町田、南の 5 つのエリア全てで健診事業を実施。・健康福祉会館の母子保健等の機能の、（仮称）子ども・子育てサポート等複合施設への移転・複合化に向けた取組を進めている。・「町田市民病院中期修繕計画」、「町田市民病院第 4 次中期経営計画」を策定し、施設・医療機器の計画的更新等を進めている。

● 4つの視点からの分析

行政関与の 必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・「地域保健法」の定めるところにより、保健所は政令で定める市が設置することが義務付けられており、健康福祉会館をはじめとする保健所支所はこれに準じている。 ・町田市民病院は、法的な義務付けはないが、採算性の面から、民間医療機関では提供困難な医療を提供し、地域において必要な医療体制の確保が行政に求められる。
設置目的の 整合性	<ul style="list-style-type: none"> ・整合している。 ・健康福祉会館内の講習室は、集会施設機能も兼ねている。
利用状況の 妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・健康増進に関するニーズ、感染症対策の強化等に対する要請は高い。
施設の 代替性	<ul style="list-style-type: none"> ・保健所は、民間施設での代替性は低い。他の公共施設での代替性については、健診事業の巡回等が考えられるが、精密機器を含む多くの機材の移送等の追加的費用が掛かる。 ・市内に高度急性期病床を保有する民間病院はない。

課題抽出

- 健康福祉会館は、（仮称）子ども・子育てサポート等複合施設への母子保健機能等の移転・複合化に併せて閉館することを前提とし、障がい歯科診療所・休日応急歯科診療所機能のあり方や、移転先等を検討・整理する必要がある。
- 保健所中町庁舎については、建物の更新や複合化を検討・実施する必要がある。
- 町田市民病院は、病院施設を適切に維持保全し長寿命化を図るため、計画的な改修等を実施していく必要がある。また、経営基盤の強化に向けた見直しや、継続的な経営改善を図る必要がある。
- 町田市民病院たけのこ保育室（旧町田市立看護専門学校）は、2032年度に目標耐用年数（築60年）が到来することから、既存施設が担う機能の提供方法等のあり方や、必要に応じた施設の更新の方法について、検討・整理していく必要がある。

方向性

- **複合化**や**既存資源の活用**等により**施設総量を圧縮**しつつ、利便性の向上や機能の充実化を図る。
 - ✓ 健康福社会館で提供している母子保健機能、小児救急診療機能等は、（仮称）子ども・子育てサポート等複合施設へ**複合化**し機能の充実化を図るとともに、歯科診療機能は**あり方を見直し**のうえ移転を図る。なお、移転後の**建物は廃止**し**総量の圧縮**を図る。
 - ✓ 保健所中町庁舎は、更新時期を見据え、**集約化・複合化**等を含めた効率的・効果的な更新を図る。
 - ✓ 町田市民病院は、病院施設を適切に維持保全し長寿命化を図るため、**計画的な改修**等を実施していくとともに、**経営基盤の強化に向けた見直し**や、継続的な経営改善を図る。
 - ✓ 町田市民病院たけのこ保育室（旧町田市立看護専門学校）は、建物の老朽化に伴う更新時期を見据え、既存施設が担う機能の提供方法等のあり方や、必要に応じた施設の更新の方法について、検討・整理していく。

イメージイラスト挿入予定

施設概要

● 設置目的

市における消防・防災の責務を果たすため。

● 根拠法令等

消防組織法、災害対策基本法、電波法

● 対象施設

施設分類	施設数	主な施設
消防器具置場	38	消防器具置場
災害備蓄倉庫等	11	災害備蓄倉庫 5、防災倉庫 5、防災行政無線小山田中継局舎

● 個別施設計画等

名称	策定年月	計画期間
町田市地域防災計画（2023 年度修正）	2024 年 3 月	-

現状分析

● 現状把握

配置	・消防器具置場は消防団各部隊に 1 つずつ、災害備蓄倉庫は 5 地区に 1 つずつ配置されている。
建物	・築 30 年以上を経過し老朽化の進んでいる施設が複数ある。
機能	・消防器具置場には、ポンプ車をはじめとした消防器具が格納されている。 ・災害備蓄倉庫には、災害時に必要となる毛布等の備蓄物資が保管されている。 ・市立学校等を避難施設として指定している。
利用	・現在の災害備蓄倉庫の大きさでは目標とする備蓄量を保管するための面積が不足している。
運営	・消防器具置場は各消防団の運営、その他は市の直営である。 ・消防器具置場の運営を担う消防団の定数充足率は低下傾向にある。
取組	・消防器具置場について、築年数や管轄地区の事情等を考慮し、随時建替えを行っている。 ・避難施設は、学校統合に伴い閉校となる市立学校の跡地にも、引き続き避難施設機能を引き継いでいく方向で検討を進めている。

● 4 つの視点からの分析

行政関与の 必要性	・「災害対策基本法」では防災に必要な物資及び資材の備蓄等を防災予防責任者に義務付けている。 ・「消防組織法」で、市における消防を十分に果たすべき責任を有すると規定している観点からも、消防団とその活動にかかる費用を市で負担する必要性がある。
設置目的の 整合性	・整合している。
利用状況の 妥当性	・消防器具置場は消防活動や災害時に必要な施設である。一方で、消防団の定数充足率は低下傾向にある。 ・災害備蓄倉庫は現在の大きさでは目標とする備蓄量を保管するための面積が不足している。 ・学校統合に伴い避難施設の受入れ可能人数は変動していくと見込まれる。
施設の 代替性	・災害備蓄倉庫については、いかなる時でも施設が利用できる環境が確保でき、かつコストメリットがあれば、民間倉庫等での代替の可能性がある。 ・消防器具置場については、「消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）」に基づき、国で示す「消防力の整備指針（平成 12 年消防庁告示第 1 号）」を踏まえ、町田消防署および各出張所との位置関係を考慮するとともに、消防ポンプ車の緊急出場や消防団員の訓練等があることから、施設再編の際には施設周辺への安全性の確保や、騒音等の問題、緊急出動の際の影響を十分に考慮した再編を検討しなければならない。

課題抽出

- 消防器具置場は、消防団の役割の変化、担い手減少などを踏まえた消防団のあり方見直しに併せて、適正配置を進めていく必要がある。そのうえで、引き続き必要な消防器具置場は、老朽化に伴う建替えを計画的に進めていく必要がある。また、建替えにあたっては周辺公共施設の更新等に伴う複合化など、効率的な方法での実施を検討・整理していく必要がある。
- 災害備蓄倉庫は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた感染症対策物品の増加や、屋外避難用テントの配備等も踏まえ、必要な倉庫スペースを効率的に確保できるよう検討・整理していく必要がある。
- 避難施設は、「町田市新たな学校づくり推進計画」に基づく学校再編に併せ、適正な規模・配置を整理する必要がある。そのうえで、学校跡地への機能の継承など、効率的な方法での実現を検討・実施する必要がある。

方向性

- 市民の生命を守るための施設として、耐用年数まで利用できるよう計画的な保全を行う。
- 適正な規模・配置を整理のうえ、地域の拠点となる施設への複合化・多機能化や、既存資源の活用等により、効率的・効果的な更新を図る。
 - ✓ 消防器具置場は、消防団のあり方見直しに併せて適正な規模・配置を整理のうえ、地域の拠点となる施設への複合化・多機能化、集約化など、効率的・効果的な方法での更新を進めていく。
 - ✓ 災害備蓄倉庫は、感染症対策物品等を含む備蓄の適正量を整理のうえ、公共施設の余剰スペースや民間倉庫の活用などにより、効率的かつ計画的な必要スペースの確保を図る。
 - ✓ 避難施設は、学校再編に合わせ、適正な規模・配置を整理のうえ、学校跡地への継承、民間施設の活用など、効率的な方法での実現を図る。

イメージイラスト挿入予定

施設概要

● 設置目的

地域住民を主体とした市民の文化活動の高揚と福祉の増進を図り、もって豊かな地域社会づくりに寄与するため。

文化の振興及び中心市街地の活性化に寄与するため（町田市文化交流センター）。

● 根拠法令等

町田市地域センター条例、町田市民フォーラム条例、町田市町内会・自治会集会施設整備事業補助金交付要綱、町田市文化交流センター条例

● 対象施設

施設分類	施設数	主な施設
市民センター	6	忠生・鶴川・南・なるせ駅前・小山・堺市民センター
コミュニティセンター	7	玉川学園・木曽山崎・つくし野・成瀬・三輪・木曽森野・上小山田コミュニティセンター
町内会・自治会等集会施設	6	中規模集会施設 4、その他の集会施設 2
その他集会施設	2	町田市民フォーラム、町田市文化交流センター

● 個別施設計画等

名称	策定年月	計画期間
町田市市民センター等の未来ビジョン	2021 年 3 月	2021 年 4 月 ～ 2040 年 3 月
町田市町田駅周辺公共施設再編構想	2022 年 3 月	2022 年 4 月 ～ 2027 年 3 月

現状分析

● 現状把握

配置	<ul style="list-style-type: none"> ・市民センター・コミュニティセンターは、概ね各地域の比較的交通便利性の良い位置に配置している。 ・町内会・自治会等集会施設は、市内の様々な地域に配置している。 ・その他集会施設（町田市民フォーラム、町田市文化交流センター）は、町田駅の近くに配置している。 ・このほか、市が貸出施設を提供している公共施設は、市内に多く点在している。
建物	<ul style="list-style-type: none"> ・市民センター・コミュニティセンターは 13 施設中 8 施設が築 30 年を経過している。 ・町田市文化交流センターのあるプラザ町田は、築 25 年を経過している。中心市街地への来訪を促す目的で、2007 年に旧郵政省から市が取得（市が 53.8%、（株）町田まちづくり公社が 46.2%の区分所有）。2 階から 4 階はテナントとなっており、（株）町田まちづくり公社が管理している。
機能	<ul style="list-style-type: none"> ・市民センター・コミュニティセンターは、地域の活動拠点となっている。また、図書館や保健センター等の機能が複合化されているものもある。 ・市民センター・コミュニティセンターの諸室は、地域活動の場を担保するため、町内会・自治会、消防団、青少年健全育成地区委員会などに対して、使用料の免除と優先的な利用申込みを行っている。 ・町田市民フォーラム、町田市文化交流センターは、様々な広さの貸出施設を提供している。
利用	<ul style="list-style-type: none"> ・市民センター・コミュニティセンターのホール・多目的室等の利用率は高いが、和室、料理講習室等の利用率は低い。 ・町内会・自治会等集会施設は、各施設とも地域の集会施設として地域住民に利用されている。 ・町田市文化交流センターは、町田駅の近くにあり営利目的の利用もできるため、7 割以上が企業に利用されている。 ・市が設置する公共施設において提供している貸出施設全体の利用状況としては、ホール等の利用率が高い一方、和室等の利用率は低い傾向にある。
運営	<ul style="list-style-type: none"> ・市民センター・コミュニティセンターの運営は、すべて市の直営である。 ・町内会・自治会等集会施設は、各施設とも町内会等の地域住民により運営されている。 ・町田市文化交流センターは、指定管理者制度で運営している。 ・町田市文化交流センターのあるプラザ町田は、1 階を市が日本郵便（株）へ貸付けている。
コスト	<ul style="list-style-type: none"> ・市民センター・コミュニティセンターの使用料収入は、行政費用の 1 割以下である施設が多い。 ・町田市文化交流センターのあるプラザ町田は、行政収支差額が▲4,000 万円台となっている。
取組	<ul style="list-style-type: none"> ・市民センター・コミュニティセンターについて、「町田市市民センター等の未来ビジョン」を策定。施設サービスや管理運営手法の見直しを実施。 ・法政大学と共同で「地域コミュニティの未来に関する共同研究」を実施。 ・町田市文化交流センターは、2025 年度に利用者サービスの向上を目的として、既存システムを活用した会議室等のオンライン予約を開始。

● 4つの視点からの分析

行政関与の 必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・市民センター・コミュニティセンターは、市条例に基づき設置している施設であって、法律で義務付けられているものではない。 ・町内会・自治会等集会施設は、地域コミュニティ活動の発展を目的に設置を支援しているが、設置を義務付けているものではない。その他の施設においても同様に設置の義務はない。
設置目的の 整合性	<ul style="list-style-type: none"> ・市民センター・コミュニティセンターでは、地域住民の文化活動等が行われ、地域社会づくりに寄与していることから、整合性があるといえる。 ・地域コミュニティのあり方の変化等に併せて、設置目的やその実現のために必要な機能等が変化していく可能性がある。 ・町内会・自治会等集会施設の一部に、例外的に市が所有している状況がある。
利用状況の 妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・市民センター・コミュニティセンターのホール等の利用率が高い一方で、和室、料理講習室など、利用率が低い貸出施設がある。 ・町内会・自治会等集会施設は、町内会・自治会等の地域住民で構成される市民団体が運営し、地域住民が利用している。 ・町田市文化交流センターの利用者数は回復傾向にあるもののコロナ禍前の水準より約 3 割少ない。
施設の 代替性	<ul style="list-style-type: none"> ・集会機能は、他の公共施設や民間で集会機能を有する施設・サービスの活用により代替も可能である。 ・町田市文化交流センターの担う貸出施設機能を保有している施設は、町田駅周辺に公共・民間ともに多くある。

課題抽出

- 「地域コミュニティの未来に関する共同研究」や、市立小・中学校の「地域活用型学校」の位置付けなどを考慮し、市民センター、コミュニティセンターの担う役割や機能について改めて見直し、その適正配置の実現に向けた取組を進めていく必要がある。特に会議室やホール、舞台等の貸出施設の機能については、適正規模・適正配置に向けた取組を、更新時期を捉えて計画的に進めていく必要がある。
- 直近で建物の目標耐用年数（築 60 年）を迎えるのは、上小山田コミュニティセンターである。施設の更新時期の到来から逆算し、施設のあり方見直しに向けた検討を進めていく必要がある。
- 町内会・自治会等集会施設については、市で施設の建替えは行わず、今後の施設の修繕や建替えの方向性について、地域で検討及び判断し、地域で維持管理していく必要がある。耐用年数が到来する施設については、効率的な修繕や建替えを実施していくにあたっての必要な支援を実施していく必要がある。
- 町田市文化交流センターは、貸出施設の利用状況や、他の周辺公共施設での類似機能の提供状況、JR 横浜線町田駅南地区のまちづくりの動向等を踏まえ、必要に応じて他機能への転換など、より効果的な活用を検討していく必要がある。

方向性

- 地域コミュニティのあり方の変化や、小・中学校の「地域活用型学校」への位置付けなどを踏まえ、役割や機能を改めて見直し、**適正な規模・配置を整理**のうえ、効率的な方法での更新を進めていく。
 - 更新にあたっては、**集約化**や**複合化・多機能化**により、**施設総量を圧縮**する。
-
- ✓ プラザ町田ビル内に位置する町田市文化交流センターは、利用状況や、他の周辺公共施設での類似機能の提供状況、**まちづくりの動向等を踏まえ**、必要に応じて**他機能への転用**など、より効果的な活用を図る。
 - ✓ 上小山田コミュニティセンターは、建物の更新時期を見据え、**あり方の見直し**に向けた検討を行う。
 - ✓ 町内会・自治会等集会施設は、**市で建替えは行わず**、**地域主体**の更新等に対し必要な支援をしていく。

イメージイラスト挿入予定

施設概要

● 設置目的

市民のレクリエーションの空間、良好な都市景観の形成、都市環境の改善、都市の防災性の向上、豊かな地域づくりに資する空間を提供するため。

● 根拠法令等

都市公園法、町田市立公園条例

● 対象施設

施設分類	施設数	主な施設
公園施設	37	建物（スポーツ施設、美術館等を除く）を有する公園
公園・緑地	832	都市公園 733 か所、都市公園以外の市立公園 85 か所、町田市ふるさとの森（市立公園に指定したものを除く）14 か所

● 個別施設計画等

名称	策定年月	計画期間
町田市公園利用促進計画	2023 年 3 月	-
公園施設長寿命化計画	2024 年 2 月	2024 年 4 月 ～ 2034 年 3 月

現状分析

● 現状把握

配置	・公園・緑地は、種別（街区公園、都市緑地、近隣公園等）ごと、地域ごとに配置されている。
建物	・公園施設は、11 か所が築 30 年を超え、改修等の更新時期を迎えている。
機能	・地域住民の憩いの場としてだけでなく、お祭りなどのイベント会場や、避難広場等の機能がある。 ・美術館や植物園、スポーツ施設、冒険遊び場などが配置された特色ある公園もある。
利用	・コロナ禍以降、公園利用者は増加傾向であったが、2024 年度からは、コロナ前の利用者数に戻る公園や、一方で継続して増加する公園もある。
運営	・野津田公園、相原中央公園、町田中央公園、忠生公園、鶴川香山園の 5 つの公園を中心として周辺の複数の公園の維持管理等を包括的に行う包括的指定管理者制度を 2024 年度から導入。2026 年度からは、薬師池西公園（西園）外 10 施設も追加。
コスト	・修繕費や植生管理費は、公園施設の老朽化や樹木においては大木化、寿命、ナラ枯れの影響で、増加している。
取組	・2024 年度から 5 つの拠点公園を中心とした包括的指定管理者制度を導入。 ・「町田市公園施設長寿命化計画」を策定し、修繕等を優先順位をつけて計画的に実施。 ・Park-PFI 制度を含む民間活力導入に向けて、サウンディング型市場調査を実施するなどして、検討を進めている。

● 4 つの視点からの分析

行政関与の必要性	・「都市公園法」等による地方公共団体による設置義務はないところであるが、良好な都市景観の形成、都市の防災性の向上等を目指して、条例により設置している。
設置目的の整合性	・整合している。
利用状況の妥当性	・薬師池公園は、例年どおり利用者数はほぼ横這い。 ・薬師池西公園（西園）については、飲食施設や継続的なイベントによる影響により利用者数は増加傾向にある。
施設の代替性	・市民のレクリエーションの空間、良好な都市景観の形成、都市環境の改善、都市の防災性の向上等に寄与できる代替施設はない。

課題抽出

- 2024 年度に導入した包括的指定管理者制度の導入効果を検証するとともに、必要に応じ、より効率的・効果的な維持管理等に向けた見直しを検討・実施する必要がある。
- 特に町田薬師池公園四季彩の杜や芹ヶ谷公園といった市を代表する公園については、その魅力向上に向けて効果的な民間活力の導入を実現していく必要がある。
- 公園施設の老朽化に伴う更新にあたっては、公園利用者の安全・安心を確保するとともに、将来の改築・修繕に係るコストの低減及び平準化を図るため、修繕等に優先順位をつけて計画的に実施していく必要がある。

方向性

- 市民の憩いの場、レクリエーション空間のほか、運動する場、地域防災の拠点など、様々な役割を担う公園・緑地について、集約型の都市構造への再編を見据えたあり方の検討や、管理のさらなる適正化を進める。
 - 総合公園等の規模の大きな公園や地理的資源を有する公園については、民間活力を活かし、公園の魅力向上を図るとともに、効率的・効果的な管理運営を推進する。
 - 街区公園その他の住宅に身近な公園については、安全性、景観、防災機能等の確保に向け、地域住民との協働による維持管理を進める。
-
- ✓ 包括的指定管理者制度の導入効果を検証するとともに、必要に応じ、より効率的・効果的な維持管理等に向けた見直しを図る。
 - ✓ 芹ヶ谷公園等の市を代表する公園については、その魅力向上に向けて効果的な民間活力の導入を図る。
 - ✓ 公園施設の老朽化に伴う更新にあたっては、公園利用者の安全・安心を確保するとともに、将来の改築・修繕に係るコストの低減及び平準化を図るため、修繕等に優先順位をつけて計画的に実施していく。

イメージイラスト挿入予定

施設概要

● 設置目的

図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し保存して、市民の利用に供することにより、市民の教養、調査研究、レクリエーション等に資するため（図書館）。

市民の生涯にわたる学習活動を総合的に支援し、もって町田市における豊かな生涯学習社会の実現に資するため（生涯学習施設）。

● 根拠法令等

教育基本法、社会教育法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、図書館法、図書館の設置及び運営上の望ましい基準、町田市立図書館設置条例、町田市生涯学習センター条例、町田市公民館条例

● 対象施設

施設分類	施設数	主な施設
図書館	7	中央・さるびあ・鶴川駅前・忠生・堺・木曽山崎・金森
生涯学習施設	1	生涯学習センター

● 個別施設計画等

名称	策定年月	計画期間
町田市立図書館のあり方見直し方針	2019年2月	-
効率的・効果的な図書館サービスのアクションプラン	2020年2月	2020年4月～2024年3月
町田市町田駅周辺公共施設再編構想	2022年3月	2022年4月～2027年3月
町田市生涯学習センターのあり方見直し方針	2022年2月	-
町田市生涯学習センター運営見直し実行計画	2023年2月	2023年4月～2029年3月
町田市教育プラン 24-28	2024年3月	2024年4月～2029年3月

現状分析

● 現状把握

配置	<ul style="list-style-type: none">・中央図書館とさるびあ図書館は近接して配置されている。・生涯学習センターは JR 横浜線町田駅に近い原町田大通り沿いの再開発ビル内にあり、非常に好立地である。
建物	<ul style="list-style-type: none">・図書館は、7 施設中 4 施設が築 30 年以上経過しており、老朽化が進んでいる。・生涯学習センターが設置されている再開発ビルは、民間事業者との区分所有である。
機能	<ul style="list-style-type: none">・図書館は、予約・リクエストサービスをはじめ、移動図書館、相互利用サービス、レファレンスサービス、障がい者サービス、児童サービス等、さまざまな形で図書館サービスの充実を図っている。・生涯学習センターでは、市民大学をはじめとした生涯学習事業を実施しているほか、集会・学習施設として市民に貸し出している。
利用	<ul style="list-style-type: none">・図書館の合計年間貸出冊数は約 270 万冊。・生涯学習センターの利用件数は、コロナ禍前に比べて、回復してきているものの少ない。
運営	<ul style="list-style-type: none">・図書館は、鶴川駅前図書館は指定管理者が運営、それ以外は直営である。・鶴川図書館は 2025 年 3 月 31 日に閉館した。2025 年 5 月から図書コミュニティ施設として民設民営化している。・生涯学習センターは、直営である。2026 年度から窓口業務及び講座事業実施業務の一部について、業務委託範囲の拡充を行う。
コスト	<ul style="list-style-type: none">・生涯学習センターの年間の行政コストは約 3 億円である。
取組	<ul style="list-style-type: none">・鶴川駅前図書館と近接する鶴川図書館は閉館し、図書コミュニティ施設として民設民営化した。・近接する中央図書館とさるびあ図書館の集約に向けた検討を進めている。・生涯学習センターは、あり方見直し方針に沿って民間活力導入の検討等を進めている。

● 4つの視点からの分析

行政関与の 必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館は「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」（文部科学省、平成 24 年改正）では、市町村は市町村立図書館及び分館等の設置に努めることとしており、条例に基づき設置している。 ・まちライブラリーをはじめとした市民・団体等による取組も広がりつつあり、行政の関わり方も変化してきている。 ・生涯学習センターは「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」では生涯学習施設（教育機関）を設置できるとされており、条例に基づき設置している。設置の義務はない。
設置目的の 整合性	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館では図書サービスが提供されており、設置目的との整合性がある。また、地域コミュニティの場として利用されている実態もある。 ・生涯学習センターは、講座、講演会等の開催や、学習情報の集約・発信、学習相談、集会施設としての活用など学習活動を総合的に支援する教育機関として運用されている。
利用状況の 妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館における貸出冊数は減少傾向にある。 ・小山市民センターなどでの予約資料受け渡しは利用が増加している。 ・2022 年度から開始した電子書籍サービスの登録者数は横ばい状態にある。 ・生涯学習センターは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響の終息後、利用件数は回復してきているものの、コロナ禍前に比べ少ない状況。
施設の 代替性	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館は近隣自治体の相互利用が可能である。 ・図書館の一部機能は、まちライブラリーをはじめとした市民・団体等による取組による代替や補完が可能。 ・電子書籍サービスや、民間店舗等での予約資料受け渡しサービスにより、一部機能は図書館に行かなくても利用できる。 ・生涯学習センターは、市民の施設利用という点では、ホール、会議室等は他の公共施設でも保有している。また、生涯学習事業は特定の施設でなくてもアウトリーチによる実施が可能である。

課題抽出

- 電子書籍サービスをはじめとした DX の推進や、民間店舗等での予約資料受け渡しサービスの展開、地域のコミュニティ形成に関するニーズ等を踏まえ、図書館の適正配置の実現に向けた取組を進めていく必要がある。
- 特に、2031 年度に目標耐用年数（築 60 年）が到来するさるびあ図書館は、近接する中央図書館との集約化を進めていく必要がある。
- その後も 2036 年度に木曽山崎図書館が目標耐用年数（築 60 年）を迎えるなど、施設の更新時期が到来する施設が多くあることから、将来的な既存建物の寿命到来を見据えて、適正規模・適正配置を推進していく必要がある。
- 生涯学習センターは、民間活力導入事業の拡大など、効果的な民間活力の導入を検討・実施する必要がある。

方向性

- **集約化**や**複合化・多機能化**により、**施設総量を圧縮**しつつ、**地域や民間の力**を取り入れた新たなサービスの提供や、学校図書館の地域活用等により、図書に親しむ機会や生涯学習の場の充足を図る。
- ✓ **民間活力の導入**や **ICT の活用**など、効率的・効果的な図書館サービスの提供を図る。
- ✓ 近接するさるびあ図書館と中央図書館は、効率的・効果的なサービス提供のため、**集約化**を進めていく。
- ✓ 木曽山崎図書館は、更新時期の到来に向け、多摩都市モノレール延伸を見据えた**まちづくりや、周辺公共施設の更新等と連動**し、他施設への**多機能化・複合化**等を含めた効率的な更新を図る。
- ✓ 生涯学習センターは、引き続き**民間活力**を活用した効率的・効果的な管理運営を推進する。

イメージイラスト挿入予定

施設概要

● 設置目的

市民の文化の向上及び福祉の増進に寄与するため（町田市民ホール）。

市民の芸術文化の創造活動及び地域的な共同活動その他の市民活動の推進を図り、もって魅力ある地域社会づくりに寄与するため（鶴川緑の交流館）。

歴史、民俗、美術、産業、自然科学等に関する資料を収集、保管、展示し、これらに対する市民の知識及び教養の向上を図るため（美術館・博物館、その他文化・芸術施設）。

市民の写真その他の文化芸術に関する活動の場を提供し、もって文化芸術の振興に寄与するため（フォトサロン）。

市民の郷土に対する認識をたかめるとともに文化の向上に貢献するため（文化財等）。

● 根拠法令等

劇場、音楽堂等の活性化に関する法律、町田市民ホール条例、町田市鶴川緑の交流館条例、教育基本法、社会教育法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、博物館法、文化財保護法、文化芸術振興基本法、町田市立博物館条例、町田市立国際版画美術館条例、町田市民文学館条例、町田市フォトサロン条例、東京都文化財保護条例、町田市文化財保護条例

● 対象施設

施設分類	施設数	主な施設
文化ホール	2	町田市民ホール、鶴川緑の交流館（和光大学ポプリホール鶴川）
美術館・博物館	2	国際版画美術館、市立博物館
文化財等	4	旧荻野家住宅、旧永井家住宅、村野常右衛門生家、旧白洲邸武相荘
その他文化・芸術施設	9	町田市民文学館、自由民権資料館、考古資料室、ふるさと農具館、フォトサロン、戦没者合同慰霊塔会館等

● 個別施設計画等

名称	策定年月	計画期間
町田市都市集客機能整備方針	2024年3月	-
町田駅周辺開発推進計画	2024年6月	-
芹ヶ谷公園“芸術の杜”パークミュージアム コンセプトブック	2020年3月	-
芹ヶ谷公園“芸術の杜”プロジェクト DESIGN BOOK（デザインブック）	2020年12月	-
町田市町田駅周辺公共施設再編構想	2022年3月	2022年4月～2027年3月
「（仮称）公園案内棟／喫茶／版画工房／アート体験棟」基本計画	2022年9月	-
町田薬師池公園四季彩の杜魅力向上計画～Ver.2～	2023年9月	2023年度～2032年度
町田市立自由民権資料館のあり方見直し方針	2021年2月	-

名称	策定年月	計画期間
町田市民文学館のあり方見直し方針	2019 年 2 月	-
町田市文化芸術のまちづくり計画	2026 年 3 月	2026 年 4 月 ~ 2036 年 3 月

現状分析

● 現状把握

配置	<ul style="list-style-type: none"> ・町田市民ホール、国際版画美術館、町田市民文学館は町田駅の近くに、鶴川緑の交流館は鶴川駅の近くに配置している。 ・国・都・市指定文化財や戦没者合同慰霊塔会館は、原則的な適正配置の考え方とは異なり、それぞれの特性に応じ配置している。 ・自由民権資料館は、自由民権運動ゆかりの地（凌霜館跡地）に配置している。
建物	<ul style="list-style-type: none"> ・町田市民ホール、フォトサロン、自由民権資料館は築 50 年以上を経過しており、特に老朽化が進んでいる。 ・2019 年度に展示機能を終了した市立博物館は、民有地を借上げ設置している。 ・文化財は、原則的な建物更新の考え方とは分けて、「文化財保護法」に基づく適切な保存に取り組んでいる。 ・考古資料室に併設しているプレハブ収蔵庫は築 40 年以上が経過し、老朽化が進んでいる。
機能	<ul style="list-style-type: none"> ・文化ホールには、ホール以外にも練習室や展示室、エクササイズルームなどの機能がある。 ・美術館には、展示室・収蔵保管庫や作業室のほかに、講堂や閲覧室などの部屋がある。 ・市民文学館には図書館機能があり、図書館と連携した閲覧・貸出をしている。 ・フォトサロンは、設置当初の写真家・秋山氏の写真展示機能はなく、写真に特化した展示機能を提供している他、障がい者の就労機能も有している。 ・考古資料室は、文化財保護法に基づき、市内の遺跡から発見された考古資料や発掘調査に関する記録類の収蔵・保管を行っているほか、展示室で一部を公開している。 ・自由民権資料館は、展示室・収蔵保管庫や閲覧室などがある。
利用	<ul style="list-style-type: none"> ・文化ホールは、2 施設ともにホールの利用率は高いが、一部の部屋の利用率が低い。 ・美術館は、コロナ禍の影響で利用が一時的に少なくなったものの、その後回復傾向にある。
運営	<ul style="list-style-type: none"> ・文化ホール、ふるさと農具館、フォトサロンは指定管理者により運営している。 ・旧白洲邸武相荘は、市と観光連携協定を締結した民間事業者への貸付により運営している。 ・戦没者合同慰霊塔会館は、市民の方々に管理いただく方式により運営している。
コスト	<ul style="list-style-type: none"> ・文化ホール施設 2 施設の行政費用はどちらも年間 2 億円超である。
取組	<ul style="list-style-type: none"> ・築 50 年を経過し老朽化が進んでいる町田市民ホールは、2021 年度から 2022 年度にかけて改修を実施。 ・フォトサロンの建物は、「町田薬師池公園四季彩の杜魅力向上計画～Ver.2～」に基づく活用を検討している。 ・美術館は、「芹ヶ谷公園”芸術の杜”プロジェクト」として、芹ヶ谷公園内の国際版画美術館に隣接して（仮称）国際工芸美術館、公園案内棟、喫茶、版画工房、アート体験棟の整備を進めている。

● 4つの視点からの分析

行政関与の 必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・文化ホールは、条例により設置しているものであり、法的に設置が義務付けられているものではない。 ・美術館は、施設の設置義務はないが、「社会教育法」では、国及び地方公共団体は国民自ら実生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならないとある。「文化芸術振興基本法」では、地方公共団体は、文化芸術の振興に関し、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務があるとされている。 ・文化財や市内で出土した考古資料については、「文化財保護法」に基づいて、政府及び地方公共団体は保存を適切に行うこと、活用を図ること、国民の文化的向上に資することとされている。 ・フォトサロンは法律等による設置の義務はない。
設置目的の 整合性	<ul style="list-style-type: none"> ・整合している。 ・フォトサロンは、写真家・秋山庄太郎氏の写真館として開館したが、現在、秋山氏の写真は展示されておらず、写真専用の貸し展示スペースとなっている。
利用状況の 妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・文化ホールは、2施設ともにホールの利用率は高いが、一部の部屋の利用率が低い。 ・町田駅周辺は、「エンターテインメント」に関する機能が少ない状況があり、その導入に対するニーズが見込まれる。 ・美術館は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で利用が一時的に少なくなったものの、その後回復傾向にある。 ・市内で出土した考古資料は、考古資料室の収蔵庫だけでは収まらず、金森図書館やゆくのき学園の空きスペースも利用し、保管を行っている。
施設の 代替性	<ul style="list-style-type: none"> ・文化ホールについて、公共施設においては、市民フォーラムや生涯学習センター、市民センター等にも小規模なホールがある。 ・文化ホールの民設民営による導入の可能性も考えられる。 ・都心部や近隣他市には民間や自治体の設立した美術館・博物館が多数点在している。貸出施設は、他の公共施設での代替が可能である。特に町田周辺は代替となり得る施設が多い。 ・民間では町田市の文化や歴史を総合的に調査・研究し、資料の収集及び保存をしている施設はない。 ・フォトサロンは、貸し展示スペースがあれば他の施設でも代替可能である。 ・文化財等については代替が不可能である。また、戦没者合同慰霊塔会館についても民間施設での代替の可能性は低い。

課題抽出

- 町田市民ホールは、2036 年度に目標耐用年数（築 60 年）が到来する。そのため、建物の老朽化に伴う更新時期の到来を見据え、あり方を見直し、効率的・効果的な更新を図る必要がある。
- 文化ホールは、2 施設ともにホールの利用率は高いが、一部の部屋の利用率が低いいため、ホール以外の部屋のより効果的・効率的な活用について検討・実施していく必要がある。
- 美術館については、市立博物館の収蔵品と機能を工芸美術館へ継承し、「芹ヶ谷公園”芸術の杜”」を、市民の声を聴きながら、より実現性の高い事業計画へ見直しのうえ、整備を進めていく必要がある。
- ふるさと農具館については、目標耐用年数（木造：40 年）が 2031 年度に到来することを見据え、北園の整備に向けた検討と連動して、今後のあり方を検討するとともに、必要に応じ効率的・効果的な更新を図る必要がある。
- 市民文学館は、2038 年度には目標耐用年数（築 60 年）を迎えることから、建物の更新も見据えて検討を進めていく必要がある。
- フォトサロンは、写真に特化した展示機能を提供しているほか、障がい者の就労機会の確保の機能を有していることに留意しつつ、施設の廃止を含めたあり方の検討を進めるとともに、「町田薬師池公園四季彩の杜魅力向上計画～Ver.2～」に基づき、その後の活用方法を検討・整理していく必要がある。また、これらの検討結果に基づき、関係団体、利用者等との調整を丁寧に行い、着実に推進していく必要がある。その後の活用にあたっては、町田薬師池公園四季彩の杜の魅力向上に向けて、効果的な民間活力の導入を図っていく必要がある。
- 文化財等については、一般的な公共施設における改修等の更新サイクルとは区別して、文化財保護法に基づく適切な維持保全等を実施していく必要がある。

方向性

- **集約化**や**複合化・多機能化**を進め、**施設総量を圧縮**しつつ、効果的な民間活力の導入や、施設の一層の有効活用、他機能への転用等により、魅力向上や収益性の向上を図る。
- ✓ 文化ホールは、利用率の低い諸室の効率的・効果的な活用を図る。
- ✓ 町田市民ホールは、建物の老朽化に伴う更新時期の到来を見据え、**あり方を見直し**、効率的・効果的な更新を図る。
- ✓ 美術館は、「芹ヶ谷公園”芸術の杜”」を、市民の声を聴きながら、**より実現性の高い事業計画へ見直し**、整備を進めていく。また、市立博物館の収蔵品と機能は工芸美術館へ継承する。
- ✓ ふるさと農具館は、建物の老朽化に伴う更新時期の到来を見据え、「薬師池公園四季彩の杜北園」整備の方向性を踏まえた**あり方を検討**し、検討結果に基づき必要に応じて効率的・効果的な更新を図ることとし、**単独での建替えは行わない**。
- ✓ 市民文学館は、建物の老朽化に伴う更新時期の到来を見据え、**民間活力の効果的な導入**に向けた検討を進めていく。
- ✓ フォトサロンは、障がい者の就労の場としての機能を有していることに留意しつつ、町田薬師池公園四季彩の杜の魅力向上に向けて、**民間活力を活かした効果的な活用**方法を検討し、関係団体等との調整を丁寧に行いながら、着実に推進していく。
- ✓ 文化財等は、一般的な公共施設における改修等の更新サイクルとは区別して、文化財保護法等に基づき適切に維持保全する。
- ✓ 考古資料室は、**アウトリーチ**による展示、**集約化**、**既存施設の活用**等により、展示・収蔵スペースの効率的な確保を図ることとし、これらによる効率化が困難な場合を除き、原則として**単独での建替えは行わない**こととする。

イメージイラスト挿入予定

施設概要

● 設置目的

市民のスポーツ及び体力づくりの推進を図り、もって市民の健康で文化的な生活の向上に寄与するため。

● 根拠法令等

スポーツ基本法、町田市体育施設条例

● 対象施設

施設分類	施設数	主な施設
体育館	2	総合体育館、サン町田旭体育館
プール	4	室内プール、中学校温水プール（町一、南、鶴川）
屋外運動場	4	陸上競技場、小野路球場、三輪みどり山球場、緑ヶ丘グラウンド
その他スポーツ施設	12	クラブハウス 7、スポーツ広場 4（建物のないスポーツ広場を除く）、木曽中学校校庭照明設備

● 個別施設計画等

名称	策定年月	計画期間
町田市スポーツ推進計画 19-28	2019 年 3 月	2019 年 3 月 ～ 2029 年 3 月
（仮称）町田木曽山崎パラアリーナ整備方針	2024 年 2 月	-
町田市総合体育館改修計画	2025 年 5 月	2025 年 7 月 ～ 2029 年 3 月

現状分析

● 現状把握

配置	<ul style="list-style-type: none"> ・総合体育館は、成瀬駅から徒歩約 9 分と、公共交通機関でのアクセスのしやすい場所に立地している。 ・サン町田旭体育館は、町田駅からバスでアクセスできる比較的アクセスしやすい場所に立地している。 ・室内プールは、町田市バイオエネルギーセンターに隣接して配置され、ごみ焼却余熱を利用している。 ・屋外運動場は、広い敷地面積の確保できる公園等に配置している。
建物	<ul style="list-style-type: none"> ・総合体育館は、竣工から 35 年が経過しており、躯体や諸設備等の劣化が進行している。 ・室内プールは、2018 年から 2019 年にかけて、大規模改修工事を実施している。 ・サン町田旭体育館は、竣工から 25 年が経過しており、諸設備等の劣化が進行している。 ・陸上競技場は、Jリーグ公式戦開催に向け施設の増築を行っている。
機能	<ul style="list-style-type: none"> ・総合体育館は、3 つのアリーナのほか、武道場や弓道場等の機能を有する、市内唯一の総合的な体育館である。 ・室内プールは、3 つのプールを備えており、うち 50m プールは、（公財）日本水泳連盟の公認を受けている。 ・陸上競技場は、日本陸上競技連盟公認第 3 種陸上競技場と、Jリーグ（J1）基準を満たしている。 ・小野路球場は市内で唯一硬式野球ができる野球場で、全国高校野球選手権大会の予選会の会場となっている。 ・学校の校庭・体育館の地域活用等により、スポーツ機会の充実を図っている。
利用	<ul style="list-style-type: none"> ・総合体育館、サン町田旭体育館の各アリーナの利用率は、年間で 9 割を超過している。 ・室内プールに併設している温浴施設は、利用者数が増加傾向にある。 ・体育館やプールは、併設するトレーニング室の利用者も多く、全体の約 3～4 割を占めている。 ・陸上競技場は、施設利用者数は横ばいである一方、Jリーグを含めた試合観客数は増加傾向にある。 ・小野路球場の稼働率は、年間で約 8 割となっている。
運営	<ul style="list-style-type: none"> ・多くの施設が指定管理者により運営している。
コスト	<ul style="list-style-type: none"> ・年間の行政コストは、総合体育館が約 3.2 億円、室内プールが約 2.8 億円となっている。
取組	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模なスポーツ広場等を、スポーツ施設を併設した公園として、整備を進めている。 ・忠生第六小学校跡地の一部への（仮称）町田木曽山崎パラアリーナの整備を推進している。 ・総合体育館の改修に向けた検討、設計等を推進している。

● 4つの視点からの分析

行政関与の 必要性	・「スポーツ基本法」で地方公共団体は、スポーツ施設整備に努めることとされており、「町田市スポーツ施設条例」に基づき、市民のスポーツや健康づくりを推進するため設置している。
設置目的の 整合性	・整合している。
利用状況の 妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・総合体育館、サン町田旭体育館の各アリーナは、年間で利用率が9割を超えており、予約が取りにくい状況となっている。 ・室内プールは、感染症拡大の影響により、利用者が減少したものの、現在は回復傾向にある。 ・屋外スポーツ施設では、外気温の上昇による利用キャンセルの申出が増加傾向にある。 ・陸上競技場は、施設の利用者は横ばいとなっているものの、Jリーグを含めた試合観客者数は増加傾向にある。 ・小野路球場は、稼働率が約8割で横ばいとなっている。
施設の 代替性	<ul style="list-style-type: none"> ・市内で大規模な大会や興行等を行えるスポーツ施設は、総合体育館、陸上競技場のみとなっている。 ・学校の体育館、校庭、温水プールは、学校教育に支障のない範囲で地域活用を実施している。 ・トレーニングジムやプールは市内にも民間事業者施設がある。

課題抽出

- 市民が生活に身近な場所でスポーツを楽しみ、親しむことができるよう、スポーツをする場の環境整備を推進するとともに、計画的な更新を実施していく必要がある。特に、総合体育館は、竣工から35年が経過し、躯体や諸設備等の劣化が進行しているため、大規模改修を行う必要がある。
- 年齢・性別、障がいの有無や種別にかかわらず、誰もが利用しやすいインクルーシブな施設づくりが求められている。
- 学校に併設されているクラブハウスは、学校の建替え等に併せて、その必要性を検討のうえ、必要に応じ、更新を行う必要がある。

方向性

- スポーツを「する」場、「みる」場について、学校の地域活用など、スポーツ施設以外の配置状況も踏まえ、**適正規模・適正配置の考え方を整理**する。
 - 適正規模・適正配置の考え方に基づき、必要に応じ既存スポーツ施設のあり方を見直し、**民間活力**の導入や、**遊休地の有効活用**、ネーミングライツ等による**財源確保**、**収益性の向上**などにより、効率的・効果的な更新や確保、管理運営を図る。
-
- ✓ 町田木曽山崎パラアリーナは、誰もがスポーツに親しむことができる場や、地域の健康づくり・多世代交流の場、福祉避難所などの災害時の拠点として、**ユニバーサルデザイン**を取り入れた整備を着実に推進する。
 - ✓ 総合体育館、陸上競技場、サン町田旭体育館は、老朽化に伴う更新時期の到来に併せて、効果的な管理運営に向けた**機能転換**や、効率的な更新に向けた**見直し**を行い、利用者への影響を考慮のうえ、**計画的な改修**を進めていく。
 - ✓ クラブハウスは、学校施設等の建替えを見据えてあり方を見直すこととし、**単独での建替えは行わない**。

イメージイラスト挿入予定

施設概要

● 設置目的

市民及び青少年の健康で文化的な生活の向上に寄与するため（自然休暇村）。

市民の福祉の向上に寄与するため（大地沢自然交流サイト）。

市民の農とのふれあいの場及び地域交流の場を提供するため（七国山ファーマーズセンター）。

地域の歴史、文化等を継承する場及び地域住民と地域住民又は来訪者との交流を促進する場を提供し、もって町田市の観光の振興に寄与するため（小野路宿里山交流館）。

健康でゆとりのある生活に資するとともに、良好な都市環境の形成と農地の保全を図るため（市民農園）。

● 根拠法令等

市民農園整備促進法、町田市自然休暇村条例、町田市大地沢自然交流サイト条例、町田市七国山ファーマーズセンター条例、町田市小野路宿里山交流館条例

● 対象施設

施設分類	施設数	主な施設
レクリエーション・観光施設	7	自然休暇村、大地沢自然交流サイト（Nature Factory 東京町田）、七国山ファーマーズセンター、小野路宿里山交流館、金森市民農園管理棟、町田シバヒロ、デゴイチ機関車上屋

● 個別施設計画等

名称	策定年月	計画期間
町田市庁舎跡地活用基本構想	2012 年 11 月	-
小野路宿里山交流館施設修繕計画	2021 年 3 月	-
町田市町田駅周辺公共施設再編構想	2022 年 3 月	2022 年 4 月 ～ 2027 年 3 月
町田薬師池公園四季彩の杜魅力向上計画～Ver.2～	2023 年 9 月	2023 年度 ～ 2032 年度
第 4 次町田市農業振興計画（改訂版）	2022 年 3 月	2017 年度 ～ 2026 年度
町田市里山環境活用保全計画	2022 年 3 月	2022 年度 ～ 2031 年度
小山田エリアにおける里山環境再生・活用拠点施設のあり方に関する基本構想	2024 年 8 月	-

現状分析

● 現状把握

配置	・周辺環境の魅力を生かして配置されている。
建物	・築 30 年前後の施設が多く、施設の更新時期が重なることが想定される。
機能	<ul style="list-style-type: none"> ・自然休暇村と大地沢自然交流サイトは、宿泊事業や体験型の主催事業等の機能を提供している。 ・七国山ファーマーズセンターは、七国山周辺を散策する際の休憩所、農業に関する講習やサークル活動などの場となっている。 ・市民農園管理棟は、農園利用者のトイレ、休憩室等の機能がある。 ・小野路宿里山交流館は、休憩・交流、お食事処、物販等の機能がある。 ・町田シバヒロは、イベント利用、日常利用による遊び場、地域の方々に親しまれる芝生の広場として憩いの場となっている。
利用	・年間利用者数は横ばい傾向にある。
運営	<ul style="list-style-type: none"> ・7 施設中 4 施設が指定管理者制度により運営している。 ・町田シバヒロは、町田市観光コンベンション協会と土地建物賃貸借契約を締結し、無償で貸付け、運営に関する協定を締結したうえで、補助金を交付して運営している。
コスト	<ul style="list-style-type: none"> ・自然休暇村、大地沢自然交流サイトの行政収支差額は 2 施設の合計で▲1 億円以上ある。 ・町田シバヒロについて、賑わい空間創出事業として交付している補助金額は約 2,000 万円である。
取組	<ul style="list-style-type: none"> ・大地沢自然交流サイトは、2023 年度より、指定管理者制度による管理運営へ移行した。 ・「町田市里山環境活用保全計画」に基づき、小山田エリアに里山をより身近に感じ楽しむことができる拠点となる施設を整備する方向で検討を進めている。

● 4 つの視点からの分析

行政関与の必要性	・法律等による設置義務はない。特に宿泊施設は関与の必要性が低い。
設置目的の整合性	・整合している。
利用状況の妥当性	・年間利用者数は横ばい傾向にある。
施設の代替性	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊施設は民間による多様な施設が全国に存在し、代替が可能である。 ・貸出施設としての機能は、他の公共施設でも代替が可能である。 ・市民農園は民間サービスでの代替可能性がある。

課題抽出

- 大地沢自然交流サイトは、築 30 年が経過し改修等の建物の更新時期を迎えていることから、指定管理者制度導入による効果を検証のうえ、ニーズに合わせて必要な機能等を検討し、改修等の方向性を整理していく必要がある。
- 町田シバヒロは、隣接する町田第一小学校の老朽化に伴う建替えや、その他町田駅周辺公共施設の更新等の時期を捉え、より効果的な活用を検討していく必要がある。
- デゴイチ機関車上屋は、同一敷地内の子ども発達センターの建物が、（仮称）子ども・子育てサポート等複合施設への移転・複合化に伴い廃止となる予定であることから、施設の廃止を含めたあり方について検討・整理のうえ、実施していく必要がある。

方向性

- 効率的な更新や、**施設総量の圧縮**を図るとともに、効果的な**民間活力**の導入等により、さらなる魅力向上、管理運営の効率化を進めていく。
 - ✓ 大地沢自然交流サイトは、指定管理者制度導入による効果を検証のうえ、更新時期の到来を見据え施設の**あり方を見直し**、必要に応じ効率的・効果的な更新を図る。
 - ✓ 町田シバヒロは、隣接する町田第一小学校の老朽化に伴う建替え時に活用する。小学校の建替えまでの間は、中心市街地の活性化に寄与できるよう、まちの魅力発信や賑わいを創出する拠点、人々が憩い交流するゆとりの空間として運用する。また、効率的・効果的に管理運営し、必要に応じて環境向上を図る。
 - ✓ 子ども発達センター敷地内のデゴイチ機関車上屋は、子ども発達センターの廃止に併せて、市の財政的負担を最小限に抑える方法での廃止を図る。

イメージイラスト挿入予定

施設概要

● 設置目的

市の産業振興に寄与するため（町田新産業創造センター）。
中心市街地の活性化に寄与するため（町田ターミナルプラザ）。

● 根拠法令等

町田市産業振興基本条例、町田市町田ターミナルプラザ条例

● 対象施設

施設分類	施設数	主な施設
産業系施設	2	町田新産業創造センター、町田ターミナルプラザ

● 個別施設計画等

名称	策定年月	計画期間
町田市町田駅周辺公共施設再編構想	2022 年 3 月	2022 年 4 月 ～ 2027 年 3 月
町田市産業支援複合化基本計画	2022 年 3 月	-

現状分析

● 現状把握

配置	・町田新産業創造センターは小田急町田駅から徒歩約 5 分と立地が良い。
建物	・町田新産業創造センターは、旧庁舎を転用している。
機能	・町田新産業創造センターは、創業 5 年未満の入居者を支援するインキュベーション機能のほか、各種セミナー・イベント開催や相談対応など、町田市の起業・創業支援の中核的な役割・機能を提供している。
利用	・インキュベーションオフィスの入居状況については、入居満期に伴う退去により、一部で空室がある。 ・町田新産業創造センターの利用者数（セミナー参加者数・相談件数）は、年度間の増減があるものの、高水準で推移している。
運営	・町田市（90%）、町田商工会議所、株式会社きらぼし銀行（各 5%）が出資して創設された株式会社によって運営されている。 ・市は補助金を交付しているほか、施設の維持管理費を負担している。
コスト	・行政収支差額が▲4,000 万円台となっている。 ・株式会社町田新産業創造センターの 2024 年度収入は 55,613 千円であり、収入は、市の普通財産をほぼ無償で賃借（市議会で議決）して入居者から得られる家賃収入（74.7%）と補助金（21.6%）が 96.3%を占め、事業収入の割合は 3.7%にとどまる。
取組	・町田新産業創造センターの建替えに伴う、産業支援施設の複合化については、3 団体と協議を重ねたところ、費用負担をはじめ、ポータル機能のあり方や運営形態など、事業計画を一度立ち止まって再検討することとした。

● 4つの視点からの分析

行政関与の 必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・法律等による設置義務はない。 ・町田市産業振興基本条例に基づき、「町田市産業振興計画 19-28」を策定している。この計画は、市と関係支援機関が連携して推進することとしており、起業・創業支援においては町田新産業創造センターが中核的な位置付けとなっている。
設置目的の 整合性	<ul style="list-style-type: none"> ・整合している。
利用状況の 妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・インキュベーションオフィスの利用ニーズは高いことから、町田市の起業・創業支援を担う中核的な施設として利用されている。
施設の 代替性	<ul style="list-style-type: none"> ・町田新産業創造センターの創業支援機能は、一部民間サービスでの代替性がある。

課題抽出

- 町田新産業創造センターについて、将来的に現建物が老朽化に伴い使用不能となる時期を見据え、あり方や運営方法を見直す必要がある。
- 町田ターミナルプラザについて、将来的な建替えの際には、区分所有者との協議、調整の上、民間活用を含め効果的な活用に向けた検討を行う必要がある。

方向性

- **あり方、機能の見直し**や、効果的な**民間活力の導入**等により、運営を効率化するとともに、さらなる産業振興を図る。
- ✓ 町田新産業創造センターは、将来的に現建物が老朽化に伴い使用不能となる時期を見据え、次期産業振興計画の方向性に応じて、再編を進めていく。
- ✓ 町田ターミナルプラザについて、建替えの際には、区分所有者との協議、調整の上、民間活用を含めた検討を行う。

イメージイラスト挿入予定

施設概要

● 設置目的

健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与するため（市営住宅）。

市内から発生する一般廃棄物等を滞りなく適正に処理及びリサイクルするため（ごみ関連施設）。良好な水質を確保し、市の公衆衛生の向上を図るため（下水道施設、下水道）。

● 根拠法令等

公営住宅法、市営住宅条例、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、町田市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例、下水道法

● 対象施設

施設分類	施設数	主な施設
市営住宅	8	金森・森野・本町田・木曽・忠生・真光寺市営住宅、シルバーピアもりの・あいほら
公共トイレ	3	町田駅前公共トイレ、成瀬駅北口駅前広場公共トイレ、尾根緑道公共トイレ
ごみ関連施設	8	バイオエネルギーセンター、ビン・カン選別施設（資源化施設）、リサイクル広場まちだ、リレーセンターみなみ、剪定枝資源化センター、排水浄化センター、排水浄化センター管理棟、境川クリーンセンター
下水道施設	3	成瀬クリーンセンター、鶴見川クリーンセンター、鶴川ポンプ場
下水道	-	下水道管路 5,018ha、下水道管路延長 1,676km（污水管 1,328km、雨水管 348km）

● 個別施設計画等

名称	策定年月	計画期間
町田市営住宅等長寿命化計画	2017年3月	2017年4月～2027年3月
町田市資源循環型施設整備基本計画	2013年4月	2013年4月～2039年3月
境川木曽東調節池上部広場整備基本構想	2024年3月	2025年4月～2028年3月
忠生スポーツ公園第二次整備基本計画（峠谷地区・旧埋立地地区）	2024年3月	2024年4月～2032年3月
町田市下水道総合地震対策計画（第Ⅳ期）	2025年3月	2025年4月～2030年3月
下水道ストックマネジメント計画（第Ⅱ期）	2022年4月	2022年4月～2027年3月

現状分析

● 現状把握

配置	<ul style="list-style-type: none"> ・市営住宅は市内に 8 か所ある。これらのほか、都営住宅が市内に多く点在している。 ・ごみ関連施設は町田市バイオエネルギーセンター、リレーセンターみなみ、剪定枝資源化センター、排水浄化センター、境川クリーンセンターを市内 5 か所に設置している。 ・下水道施設は、クリーンセンターを市内 2 か所に設置している。下水道の面積普及率は約 70%である。 ・市が設置・管理している公共トイレは 3 施設だが、これらを含めて市が公共トイレとして位置付けているトイレは、192 か所（2024 年 4 月 1 日時点、公共トイレ協力店 58 か所、トイレ開放協力寺社 12 か所、公共施設トイレ 122 か所）ある。
建物	<ul style="list-style-type: none"> ・剪定枝資源化センターは民有地の借上げにより設置している。 ・下水道施設は 3 施設全てが築 30 年以上を経過しており、老朽化が進んでいる。
機能	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ関連施設については、町田市バイオエネルギーセンターはごみの処理、リレーセンターみなみは南地区のごみ収集中継運搬、剪定枝資源化センターは剪定枝を資源化・販売し、排水浄化センターは最終処分地の排水等を処理、境川クリーンセンターはし尿処理に関する機能がある。 ・下水道施設については、南部は成瀬クリーンセンター、北部は鶴見川クリーンセンターで汚水进行处理している。成瀬クリーンセンターは、テニスコートが併設され、鶴見川クリーンセンターの土地の一部は、貸し付けにより FC 町田ゼルビア三輪緑山ベースとして活用。
利用	<ul style="list-style-type: none"> ・市営住宅の入居希望者は多く、特に単身者向けの部屋は応募数が大きく定員を上回っている。 ・ごみ関連施設は市民が生活するうえで必要不可欠な施設である。 ・下水道の人口普及率は約 99%。市民の生活に必要不可欠な施設である。
運営	<ul style="list-style-type: none"> ・市営住宅の維持管理運営は管理代行事業者が実施している。 ・町田市バイオエネルギーセンターの管理・運営は、DBO 方式により、民間事業者が行っている。 ・下水道事業は、2020 年度から地方公営企業法を適用する会計方式に移行しており、経営状況の明確化を図っている。
コスト	<ul style="list-style-type: none"> ・市営住宅 1 戸当たり費用は約 75 万円である。
取組	<ul style="list-style-type: none"> ・旧ごみ処理施設町田リサイクル文化センターの老朽化に伴い、町田市バイオエネルギーセンターを DBO 方式により整備・運営している。 ・資源化施設は、相原地区と上小山田地区に分散配置する方向で整備に向けた取組を進めている。 ・境川クリーンセンターは、し尿処理事業の規模縮小に見合った施設として敷地内に移転整備。跡地地下には、東京都からの要請を受け調節池が整備され、その上部利用に向けた取組を進めている。 ・剪定枝資源化センターは、剪定枝の民間施設への処理委託の可能性も含めた検討を進めている。 ・下水道ストックマネジメント計画、町田市下水道総合地震対策計画に基づき、鶴見川・成瀬クリーンセンターの耐震補強工事、設備更新工事等を実施している。

● 4つの視点からの分析

行政関与の 必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・市営住宅は、公営住宅法に基づき、地方公共団体は住宅に困窮する低額所得者に対し公営住宅を提供しなければならない。 ・ごみ関連施設は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」において、市町村は、一般廃棄物処理計画を策定し、区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集、運搬、処分しなければならないと定められており、サービス・機能の提供が義務付けられている。 ・下水道施設は、下水道法に基づき、下水処理場やポンプ場等関連施設を整備する必要がある。
設置目的の 整合性	<ul style="list-style-type: none"> ・整合している。
利用状況の 妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・市営住宅は、入居希望者が多く、特に単身者向けの部屋は応募数が大きく定員を上回っている。 ・町田市バイオエネルギーセンター熱回収施設（焼却施設）の2023年1月から2023年6月における焼却炉1基あたりの日最大処理実績は108t／日から127t／日の間で推移している（処理能力は1基あたり129t／日）。 ・新たに分散整備を予定している資源ごみ処理施設については、ビン・カン処理に加え、容器包装リサイクル法に基づき、容器包装プラスチックの処理施設を整備する。2か所に分散整備することで、施設相互の補完機能も有している。
施設の 代替性	<ul style="list-style-type: none"> ・市営住宅については、市内には都営住宅や公社供給住宅が多くある。 ・ごみ関連施設は、代替できる民間施設はないが、委託など民間事業者による運営は可能である。 ・剪定枝の資源化については、市で建物を保有せず外部委託により実施することもできる。 ・下水道施設は、市が単独で下水道事業を行っている限り必要となる施設であり、代替性はない。

課題抽出

- 下水道は、3施設全てが築30年以上を経過しているなど、老朽化が進んでいることから、資金を計画的に確保し、計画的な更新を進めていく必要がある。また、管理運営のコスト削減に向けて、アセットマネジメントを着実に実行する必要がある。
- 剪定枝資源化センターは、施設の運営にかかる費用の削減と効果的な資源化に向けた取組を進めていく必要がある。
- ビン・カン選別施設（資源化施設）は、相原地区と上小山田地区への分散整備に向けた取組を進めていくとともに、既存建物の解体等を進めていく必要がある。
- 市営住宅について、適正かつ効率的な維持管理を行うため、「町田市営住宅等長寿命化計画」に基づき、引き続き計画的に改修等を実施していく必要がある。また、建物の大規模改修や建替えの際には、人口や低額所得者数の動向に合わせて、施設を適正な規模に縮小するなど、適正規模・適正配置に向けた取組を進めていく必要がある。
- 公共トイレについては、引き続き計画的な修繕等を実施するとともに、施設の更新にあたっては、その他の周辺公共施設内の公共トイレや、民間事業者等による公共トイレの提供状況を踏まえ、施設の存廃を含めた検討を行う必要がある。

方向性

- 市民の暮らしに必要な施設として、**安全・安心を最優先とした計画的な保全**を行うとともに、長期的な視点で**財政負担の縮減や、平準化**を図る。
- ✓ 下水道は、老朽化に伴う重大な事故を未然に防ぐとともに、今後、増加が見込まれる更新費用の平準化を図るため、**民間活力の効果的な導入**などにより、アセットマネジメントを推進する。また、**テクノロジーの活用**などにより、点検・診断等のさらなる効率化を図る。
- ✓ 剪定枝資源化事業は、市内**民間事業者の処理施設での処理に移行**することとし、剪定枝資源化センターを、借地期間の終了を見据え**計画的に廃止**していく。
- ✓ 資源化施設は、相原地区と上小山田地区の2か所への整備を推進する。
- ✓ 市営住宅は、大規模改修や建替えの際、人口や低額所得者数の動向に合わせて施設を**適正な規模に縮小**する。
- ✓ 公共トイレは、その他の周辺公共施設内の公共トイレや、民間事業者等による公共トイレの提供状況を踏まえ、**施設の存廃を含めた検討**を行う。

イメージイラスト挿入予定

施設概要

● 設置目的

中心市街地の活性化に寄与するため（町田ターミナルプラザ）。
 自転車等の利用者の利便と自転車等の放置又は違法駐車のを防止を図るため（自転車等駐車場）。
 円滑な交通の確保等のため（道路、橋梁、その他の道路資産）。

● 根拠法令等

町田市町田ターミナルプラザ条例、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律、町田市原町田一丁目自動車駐車場に関する条例

● 対象施設

施設分類	施設数	主な施設
バスターミナル	1	町田ターミナルプラザバスターミナル
駐車場等施設	11	駐車場・自転車駐車場施設 10 施設（建物のない駐車場を除く）、木曽自転車等保管場所
道路	-	市道総延長 1,278,680m、総面積 7,255,509 m ²
橋梁	211	橋梁数 211 橋、総延長 2,441m
その他の道路資産	-	ペDESTリアンデッキ 16、街路灯 31,972、防護柵 42.3km、道路反射鏡 2,827

● 個別施設計画等

名称	策定年月	計画期間
JR 町田駅南地区まちづくり整備方針	2016 年 7 月	-
町田市駐車場整備地区駐車場整備計画	2018 年 1 月	-
町田市相原駅東口地区まちづくり構想	2020 年 3 月	-
町田市自転車活用推進計画	2022 年 3 月	2022 年 4 月 ～ 2027 年 3 月
町田市町田駅周辺公共施設再編構想	2022 年 3 月	2022 年 4 月 ～ 2027 年 3 月
道路資産管理基本計画	2007 年 3 月	-
幹線・準幹線道路舗装管理計画	2008 年 3 月	-
生活道路舗装管理計画	2010 年 3 月	-
町田市橋梁長寿命化修繕計画	2023 年 3 月	2023 年 4 月 ～ 2073 年 3 月
町田市ペDESTリアンデッキ長寿命化修繕計画	2023 年 3 月	2023 年 4 月 ～ 2073 年 3 月
町田市トンネル長寿命化修繕計画	2023 年 3 月	2023 年 4 月 ～ 2073 年 3 月
町田市大型カルバート長寿命化修繕計画	2023 年 3 月	2023 年 4 月 ～ 2073 年 3 月
町田市横断歩道橋長寿命化修繕計画	2023 年 3 月	2023 年 4 月 ～ 2073 年 3 月
町田市道路昇降機管理計画	2024 年 3 月	2024 年 4 月 ～ 2054 年 3 月

現状分析

● 現状把握

配置	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車場施設は全て需要の多い駅周辺にあり、うち町田駅周辺に 3 施設がある。 ・町田ターミナルプラザは、旧国鉄横浜線原町田駅の移転後の駅跡地利用として、JR 横浜線町田駅ターミナル口に近接して配置している。
建物	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車場等施設 11 施設のうち 6 施設が築 30 年を経過しており、老朽化が進んでいる。 ・町田ターミナルプラザの建物は、市（30.8%）と東急（株）（69.2%）の区分所有となっており、築 42 年を経過している。
機能	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車場等施設は、自動車、自転車、バイクの駐車場機能を有している。 ・町田ターミナルプラザは、1 階にバスターミナル（路線バス、長距離路線バス・観光バスの発車場）があるほか、2 階は駐輪場、飲食店街、イベント開催等を行う市民広場として、中心市街地を活性化させる機能を有している。また、東急（株）の区分所有する 3 階～6 階は駐車場機能を有している。
利用	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車場等施設は、コロナ禍の影響で利用台数が低下したものの、その後回復傾向にある。 ・町田ターミナルプラザのバスターミナルの観光バス等の利用台数は、コロナ禍から回復傾向にある。また、市民広場の利用件数も同様である。2 階飲食店街は空き店舗がなく、客数も増加している。
運営	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車場等施設は、1 施設を除いてすべて協定に基づく貸付により運営している。原町田一丁目駐車場は、老朽化のため 2026 年 1 月に廃止し、閉鎖管理している。 ・町田ターミナルプラザは、区分所有者が基本的には管理運営しており、一部市が直営で行っている。
コスト	<ul style="list-style-type: none"> ・町田ターミナルプラザの行政収支差額は▲約 2.1 億円となっている。バスターミナルについて、日中に乗り入れる路線バスについては、使用目的が公共輸送であることを鑑み、協定に基づきバスターミナル使用料を無償としており、費用を賄うことができる収益構造となっていない。
取組	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者制度を活用していた市営の自転車駐車場について、2019 年度から公益財団法人自転車駐車場整備センターと施設使用貸借契約および協定を締結し、同法人が管理・運営することで、施設の老朽化に伴う改修経費を同法人が負担するなど、市の財政的な負担軽減に繋がっている。 ・原町田一丁目駐車場は、2020 年度から管理運営を行う指定管理者による利用料金制を採用することで、運営コストを削減した。また、老朽化のため 2026 年 1 月に施設を廃止し、周辺まちづくりと連動した更新を検討している。 ・町田ターミナルプラザのバスターミナルについては、2017 年度から 2018 年度にかけて、料金収受体制の見直しや、観光バスの利用台数に見合った新しい運営体制の見直しを行った結果、委託料が 2016 年度と比較しておよそ半減した。

● 4つの視点からの分析

行政関与の 必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・法律等による設置義務はない。 ・原町田一丁目駐車場については、都市計画施設に位置付けられている。 ・自転車等駐車場については、「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」で、地方公共団体又は道路管理者は、通勤、通学、買物等の為の自転車等の利用の増大に伴い、自転車等の駐輪需要の著しい地域又は自転車等の駐車需要が著しくなることが予想される地域においては、一般公共の用に供される自転車等駐車場の設置に努めなければならないとされている。
設置目的の 整合性	<ul style="list-style-type: none"> ・整合している。
利用状況の 妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・町田ターミナルプラザの長距離路線バスの利用台数や市民広場利用件数は、増加傾向にある。一方、観光バスは運転手不足により減少傾向が続いている。 ・駐車場・駐輪場は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で利用台数が低下したものの、その後回復傾向にある。
施設の 代替性	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車場は、民間事業者による提供サービスでの代替が可能である。特に町田駅周辺は、建設当時に比べてコインパーキング等の民間施設が増加してきている。

課題抽出

- 自転車等駐車場については、引き続き利用者ニーズに応じた駐輪場の利便性向上に取り組んでいくとともに、運営費のコストダウンや収益増加を図っていく必要がある。また、施設の更新の際には、土地の貸付等を含めた民間活力の導入について検討し、市が建替えを行う場合は、需要量に応じた施設規模の見直しを実施する必要がある。
- 閉鎖管理している旧原町田一丁目駐車場・自転車駐車場については、「JR 町田駅南地区まちづくり整備方針」に基づくまちづくりと連動した土地活用を検討・実施していく必要がある。
- 相原駅東口自転車駐車場は、周辺まちづくりと連動した更新・土地活用を検討・実施していく必要がある。
- 橋梁、歩道橋、トンネル等は、交通量等の利用実態や修繕・維持管理費用等の比較を踏まえ、集約化・撤去を検討する必要がある。また、町田駅周辺のペDESTリアンデッキは、多摩都市モノレール町田方面延伸による新駅整備を見据えるとともに、まちの再整備に併せて適正配置を検討する必要がある。
- 道路、橋梁等は、長寿命化や保全に係るコストの縮減、平準化を図る必要がある。また、新技術の活用等による点検・診断の効率化、施設情報の一元化により、補修等を効率的に実施する必要がある。

方向性

- **安全・安心を最優先とした計画的な保全**や、**点検等の効率化**により、**財政負担の縮減や平準化**を図る。また、**まちづくりと連動**した更新・整備により、魅力向上を図る。
- ✓ 自転車駐車場は、**民間活力導入**による効率的な管理運営・更新を進めていく。また、市で建替える場合は、需要に見合った施設規模へ見直しのうえ建替えることとする。
- ✓ 旧原町田一丁目駐車場・自転車駐車場は、「JR 町田駅南地区まちづくり整備方針」に基づく**再開発事業の中で、更新・土地活用**を図っていく。
- ✓ 相原駅東口自転車駐車場は、周辺**まちづくりと連動**した更新・土地活用を検討・実施していく。
- ✓ 町田駅周辺におけるペDESTリアンデッキ及びバスセンターは、「（仮称）町田駅周辺交通基盤・公共空間等整備方針」を踏まえて、**まちづくりと連動**した整備や再編を進める。
- ✓ 橋梁やペDESTリアンデッキ、横断歩道橋、エレベーター、エスカレーターなどの道路施設は、適正な施設量を確保するとともに、計画的な点検、修繕を実施し、更新時期の平準化やライフサイクルコストの最小化、事後保全型から予防保全型の管理への転換等を図る。また、点検・修繕の実施にあたっては、**新技術の活用**などにより、コスト縮減や管理の効率化を図る。

イメージイラスト挿入予定

施設概要

● 設置目的

市職員の勤務、証明書等の発行業務のため。

● 根拠法令等

町田市組織規則、町田市地域センター条例、町田市民フォーラム条例

● 対象施設

施設分類	施設数	主な施設
市庁舎	1	市庁舎
市民センター	6	堺・小山・忠生・鶴川・なるせ駅前・南市民センター
連絡所	4	町田駅前・鶴川駅前・玉川学園駅前・木曽山崎連絡所
その他庁舎・窓口施設	2	土木・公園サービスセンター、町田市民フォーラム

● 個別施設計画等

名称	策定年月	計画期間
町田市庁舎中長期修繕計画	2020年12月	2021年4月～2042年3月
町田市市民センター等の未来ビジョン	2021年3月	2021年4月～2040年3月
忠生スポーツ公園第二次整備基本計画（峠谷地区・旧埋立地地区）	2024年3月	2024年4月～2032年3月

現状分析

● 現状把握

配置	・市民センターや連絡所は各地域の比較的交通利便性の良い位置に配置されている。
建物	・13 施設中 5 施設で築 30 年以上経過しており、老朽化が進んでいる。
機能	・各種窓口業務その他の行政サービスを提供している。
利用	<ul style="list-style-type: none"> ・番号制度を利用した情報連携が進み、証明書の提出機会が減っている。また、コンビニ交付が浸透してきているため、窓口取扱件数は減少傾向にある。 ・一方で戸籍の広域交付や転入手続きなど窓口での対面手続きが義務付けられているものも残っている。 ・マイナンバーカード交付や電子証明書の更新手続き件数は増加傾向にあり、今後も増加が見込まれる。
運営	・全施設が市の直営である。
コスト	・窓口業務にかかる費用は受付人数 1 人当たり 753 円から 3,379 円とかなり開きがある。
取組	<ul style="list-style-type: none"> ・2020 年度に、デジタル化の推進や管理運営手法の見直しなど将来を見据えた長期的な視点で市民センター等の機能のあり方について示す「町田市市民センター等の未来ビジョン」（2021～2039 年度）を策定。 ・同ビジョンに基づき、2022 年度には南町田駅前連絡所を閉所。2025 年度から市民センター等の市民部所管施設の一元管理を開始した。

● 4つの視点からの分析

行政関与の 必要性	・市長の権限に属する事務を処理するため、または市民の便宜を図る目的として規則に基づき設置されているものであるが、設置が義務付けられているものではない。
設置目的の 整合性	・行政運営に必要な執務、証明書発行等の窓口機能の提供がされており、設置目的と整合している。
利用状況の 妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・市庁舎の市民課窓口受付件数は市民センターや連絡所の取扱件数と比較すると非常に多く、大きな差がある。 ・町田駅前連絡所の行政窓口取扱件数は市民センターとほぼ同水準であり、その他の連絡所は市民センターの約半数ほどである。 ・証明書のコンビニでの交付率は約 50%程度まで伸びている。 ・マイナンバーカードの交付及び電子証明書の更新手続きは、対面手続きに限られており、オンライン化等での代替はできない。
施設の 代替性	・証明発行等の窓口機能は、一部を除きコンビニ交付や、行政手続きのオンライン化等で代替が可能である。

課題抽出

- 庁舎機能については、建物の更新や移転等にあたって、既存施設を有効活用するなど、より効率的な方法を検討・実施していく必要がある。
- 窓口機能については、行政窓口での手続きの簡素化や、将来的には市役所や市民センター等へ行かなくても、誰もが時と場所を問わず手続き等ができる環境を実現することを目指し、DX等を推進していくとともに、それを前提とした窓口施設の適正配置について見直していく必要がある。

方向性

- **集約化**や**多機能化・複合化**により、**施設総量の圧縮**を図るとともに、地域の拠点としての機能強化など、利便性の向上や機能の充実化を図る。また、**既存施設の有効活用**などにより、効率的な更新を図る。
- ✓ 庁舎機能については、建物の更新や移転等にあたって、**既存施設を有効活用**するなど、効率的な方法を検討・実施していく。
- ✓ 窓口機能は、DX 等の推進により目指す、誰もが時と場所を問わず手続き等ができる環境の実現に向けて、その**適正配置について見直し**、効率的・効果的なサービス提供、及び**施設総量の圧縮**を図る。

イメージイラスト挿入予定

施設概要

● 対象施設

施設分類	施設数	主な施設
学校跡地	-	市立小・中学校の統合や移転建替え等により未利用となった学校施設。
その他未利用施設	2	公共施設の集約化、複合化、移転等により未利用となった施設。

● 個別施設計画等

名称	策定年月	計画期間
市有財産の戦略的活用に関する基本方針	2018 年 8 月	-
学校跡地の活用に関する基本的な考え方	2022 年 3 月	-

課題抽出

- 公共施設の再編等により生み出した空間・建物等は、積極的かつ戦略的に活用する必要がある。
- 町田駅周辺の低・未利用（予定）の建物等は、まちづくりと連動して効果的に活用する必要がある。
- 閉校後の学校をはじめとした周辺地域への影響が大きい市有財産は、地域住民のニーズ等を踏まえた活用を図る必要がある。

方向性

- 公共施設の再編等により生み出した低・未利用（予定）の空間・建物等は、市民サービスの向上と安定的な**財源確保**の観点から、処分・貸付を含めた積極的かつ戦略的な活用を図る。
- ✓ 町田駅周辺や多摩都市モノレールの町田方面延伸ルート周辺にある低・未利用（予定）の建物等は、**まちづくりと連動した効果的な活用**を検討・実施する。
- ✓ 学校跡地をはじめ周辺地域への影響が大きい財産は、公共的な活用や地域のニーズ等を踏まえた活用を検討する。

VI

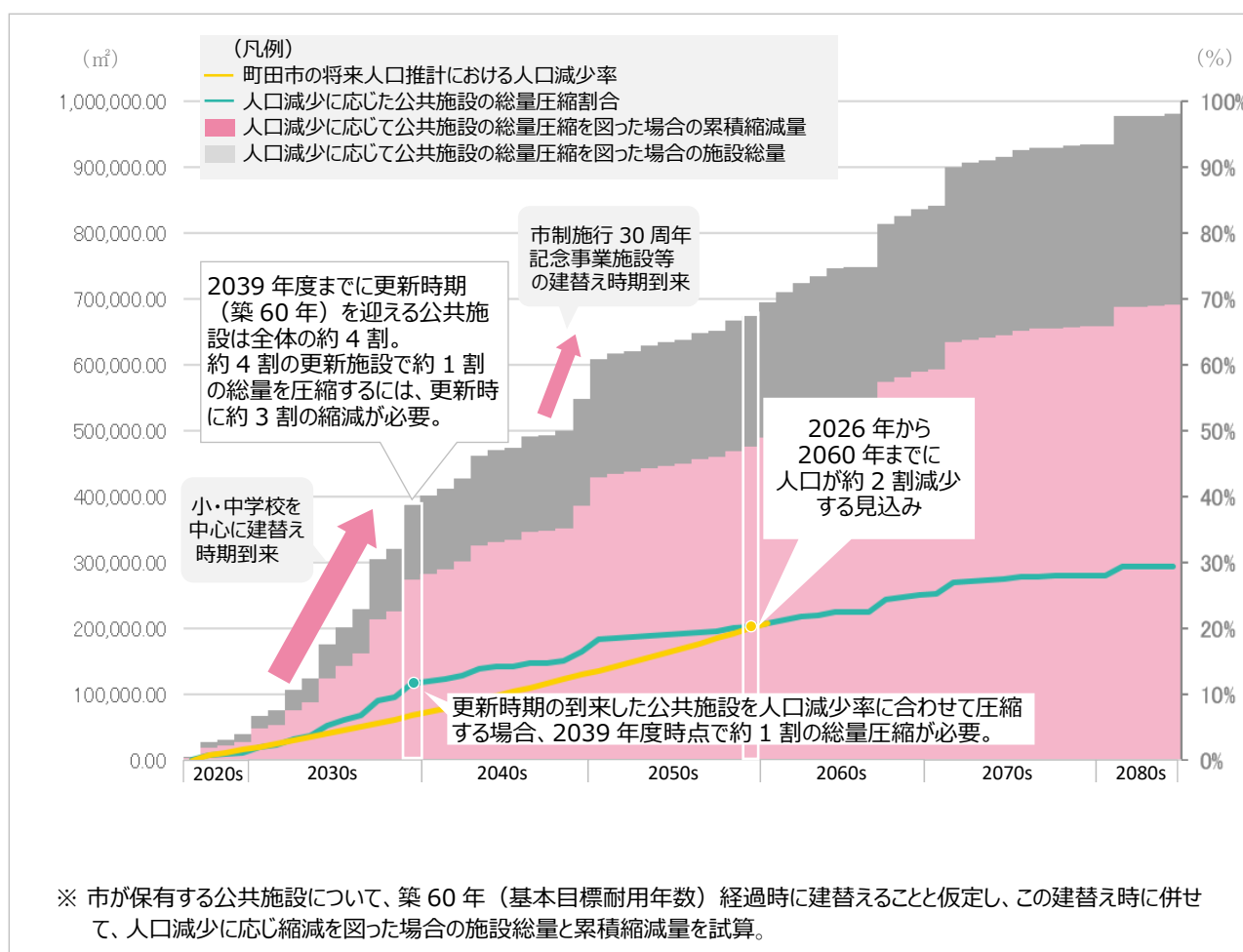
計画の推進

公共施設の総量を、将来的な人口減少の見込みを踏まえ、**3割縮減**します。

この実現に向けて、**本計画期間中（2039年度まで）では1割以上縮減させることを目標**とします。

この数値目標に対する評価にあたっては、市民1人あたり公共施設延床面積、公共施設等の更新費用、公共施設の管理運営に係る経常経費、有形固定資産減価償却率、老朽化を理由として機能停止（一部を含む）している公共施設等の状況、市有不動産活用収入額等を関連指標と位置づけ、分析を深化させ、その結果を施策・取組にフィードバックします。

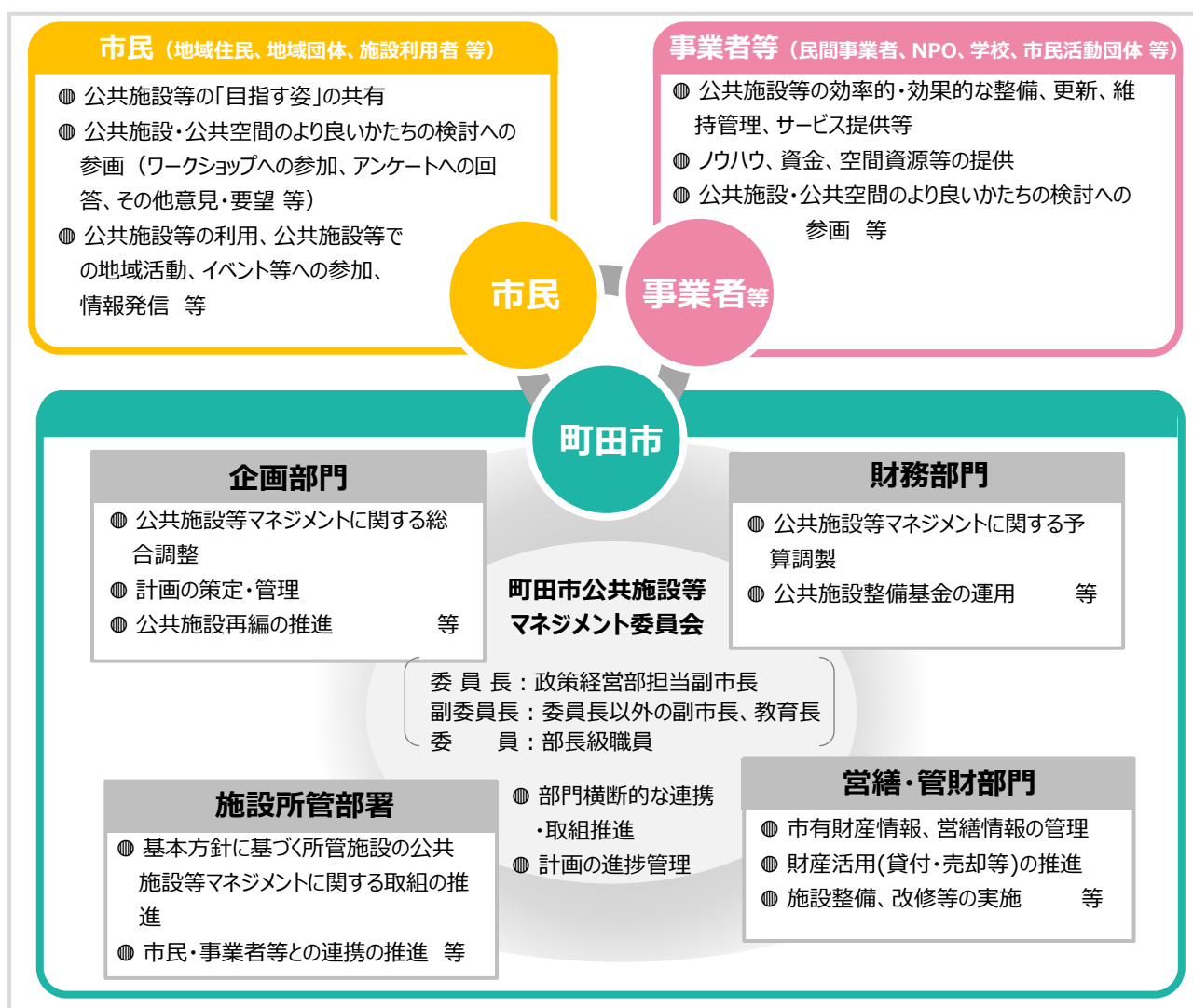
図 6-1 将来人口の推計と公共施設総量の縮減目標



計画の推進は、市だけでなく、市民、事業者等の多様な主体との連携により、進めていくことが不可欠です。市は、公共施設等の「目指す姿」を市民・事業者等と共有したうえで、市民参加型ワークショップ、アンケート調査、説明会、意見募集など、様々な手法を通して、公共施設・公共空間のより良いかたちを市民・事業者等と共に考え、公共施設等マネジメントの取組を推進していきます。

庁内の推進体制としては、町田市公共施設等マネジメント委員会において、企画部門、財務部門、営繕・管財部門、施設所管部署といった関係部署の部門横断的な連携を図りながら、公共施設等マネジメントの取組を推進していきます。

図 6-2 推進体制



3

多様な主体との対話・連携による推進

今後、必要なサービスを維持向上させていくための既存のサービスの見直しや運営方法の変更などを実施するにあたっては、利用者の方や周辺住民の方など様々な方への影響が想定されます。また、公共施設等の配置の見直しは、まちづくりのあり方にも大きく関わるものであることから、今後、個別施設の見直しの方向性を定めるにあたっては、市民等の十分な理解と協力を得て進める必要があります。

今後も継続して市民や議会への十分な情報提供を行うことで現状や課題を市民等と共有し、対話や協議の場を通じて、多くの理解が得られる丁寧な合意形成を行います。

また、今後の公共的サービスの提供や公共施設の管理運営は、行政だけでなく、市民、企業、NPO などの多様な主体が協力・連携して進めていくことが基本となります。計画の推進においても、市民や企業等が積極的に参画するしくみの構築を目指します。

4

情報管理・共有の仕組み

公共施設等の総合的かつ計画的な管理を進めるため、施設の基本情報、利用状況、維持管理費、改修・修繕の履歴、点検・診断結果、老朽化の状況など、公共施設等に関する情報を一元的に管理します。併せて、固定資産台帳や行政評価等の情報と連携し、施設の現状把握、維持管理、更新、再編等の検討に活用します。

これらの情報は、施設所管部署と公共施設等マネジメントの担当部署が共有し、適切に更新します。また、個別施設計画をはじめとする関連計画の策定や見直しにおいて活用することで、庁内の情報共有と部門横断的な連携を進め、客観的なデータに基づく公共施設等マネジメントを推進します。

市民や事業者と公共施設等の現状や課題を共有するため、施設の保有状況、利用状況、維持管理・更新に係る経費、計画の進捗状況等について、分かりやすい情報発信に努めます。情報の公開にあたっては、個人情報や施設の安全管理に関する情報等の適切な取扱いに留意しつつ、公開可能な情報については、二次利用しやすい形式によるオープンデータ化を推進します。

公開した情報が、市民、地域団体、事業者、大学等による調査・分析や、新たなサービスの検討、官民連携の提案等に活用されることを通じて、多様な主体との情報共有と連携を進めます。

VII

参考資料
(調整中)

